

「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して - 」

に基づく取組等の実施状況について

平成14年10月

内閣府政策統括官（総合企画調整担当）

# ま え が き

青少年育成推進会議（議長：内閣府事務次官、関係省庁の局長クラスで構成）は平成13年10月19日、インターネットの急速な普及などに伴い青少年が情報等に触れる機会が増大する可能性があることを踏まえ「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して - 」の申合せを行った。

内閣府政策統括官（総合企画調整担当）では、関係省庁、都道府県、政令指定都市及び関係業界団体を対象として、同指針に基づく取組及び同指針の要請事項に関連する取組の実施状況に関し、原則として7月末日を基準として実施された取組及び実施される予定の取組について調査し、この度その取りまとめを行った。

内閣府政策統括官（総合企画調整担当）としては、関係省庁、都道府県、政令指定都市及び関係業界団体が、今後ともこれらの取組を精力的かつ効果的に推進し、また、他地域又は他業界における取組を参考にすることで、青少年を取り巻く環境整備に対する取組をより一層充実させていくことを期待する。

平成14年10月

内閣府政策統括官（総合企画調整担当）

# 「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して - 」 に基づく取組等の実施状況について

## 目 次

青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して - (平成13年10月19日青少年育成推進会議申合せ)・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 国の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(1) 国民の意識啓発の推進	
(2) 調査研究の実施等	
(3) メディア・リテラシー向上のための教育の推進	
(4) 法令に基づく取締りの促進	
(5) 関係業界団体等との意見交換の実施	
2 地方公共団体の取組状況	
(1) 有害図書等の指定を受けていない作品について、住民からの意見を受け付けて、指定の参考にすること・・・・・・・・	17
(2) 販売店・レンタル店において各地域の条例に基づき他のソフトとの区分陳列、店員が容易に監視できる位置への配置、青少年へ販売・貸付けしないことの徹底等を行うことを各店舗に要請するなど、その効果的な運用を図ること・・・・・・・・	21
(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律及び46都道府県等において定められている青少年の保護育成に関する条例に基づく法令違反の取締りについても引き続き徹底すること・・・・・・・・	26
(4) 住民等による各種環境浄化活動をより一層推進すること・・・・・・・・	30
(5) その他・・・・・・・・	35
3 関係業界団体の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(1) 各種メディア等への要請	
(2) メディア・リテラシー向上のための取組の要請	
(3) 各経済団体への要請	

# 青少年を取り巻く環境の整備に関する指針

- 情報化社会の進展に対応して -

〔平成 13 年 10 月 19 日  
青少年育成推進会議申合せ〕

最近、青少年を取り巻く環境は、情報化社会の進展に伴い、大きく変容している。こうした中、青少年が日常生活において接する各種メディア等が提供する情報等には有用なものも多く、青少年に良好な影響を与えていることは言うまでもないが、他方、性描写や暴力・残虐表現を含む情報等が青少年の人格形成に悪影響を及ぼしたり、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮を助長したりするおそれがあるため、社会において十分な配慮がなされることが必要である。今後、インターネットの急速な普及などに伴いより一層青少年がこのような情報等に触れる機会が増大する可能性が考えられ、適切な対応が求められている。

このため、青少年を取り巻く環境の整備という課題に、国、地方公共団体、関係業界団体等及び国民が一体となって取り組んでいくため、国が取り組む事項、国から地方公共団体へ要請する事項及び国から関係業界団体等へ要請する事項についての指針を取りまとめる。

なお、言論、出版その他一切の表現の自由を尊重することは、

この指針を取りまとめるに当たっての前提である。

## 基本的方針

### 1 国の取組

各強調月間等を効果的に実施し、これらを通じて有害環境浄化の地域活動が一層強化されるよう、国民の意識啓発を行う。

また、青少年を取り巻く環境の整備に関する調査研究を実施し、性描写や暴力・残虐表現を含む情報等が青少年の感情・行動に与える影響等についての研究結果の収集及び活用を図るとともに、各関係業界における自主規制の実効性を担保するため、第三者による調査等を支援する。

さらに、メディア・リテラシー向上のための教育の推進、法令に基づく取締りの促進及び関係業界団体等との意見交換の実施に努める。

### 2 地方公共団体への要請

青少年の保護育成に関する条例の効果的な運用、各法令に基づいた取締りの徹底及び住民等による各種環境浄化活動の推進を図るよう要請する。

### 3 関係業界団体等への要請

青少年が身近に接する情報等に関しては、各関係業界がそれぞれ社会に大きな影響を与えることを自覚し、青少年

にとって有害な情報等について実効性ある自主規制を確実に行うことが必要であることを踏まえ、以下について要請する。

- ( 1 ) 情報等の発信・提供又は受信・享受の段階で読者・視聴者の属性による特定の情報等の制限が困難な分野については、青少年への影響に配慮した発信・提供に努めること。また、情報に格付けして発信・提供する方法又は受け取るべきでない情報を読者側・視聴者側で遮断する方法について検討すること。
- ( 2 ) 情報等の発信・提供又は受信・享受の段階で読者・視聴者の属性による特定の情報等の制限が比較的容易な分野については、情報等の発信者・提供者（販売者・貸与者を含む。）における自主規制による格付けに基づいた厳格な発信・提供・販売・貸与の徹底及び透明性を確保した苦情処理に努めること。
- ( 3 ) 青少年のメディア・リテラシー向上のための取組を推進すること。  
また、各関係業界のみならず、その他の各企業の協力も重要であるとの観点から、各経済団体にも協力を要請する。

#### 具体的な取組及び要請事項

- 1 国の取組
  - ( 1 ) 国民の意識啓発の推進

7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」及び「社会を明るくする運動」強調月間」や11月の「全国青少年健全育成強調月間」を効果的に実施し、これらの機会を捉えて地域住民やボランティアによる書店、ビデオ販売店等の点検活動、有害図書等自動販売機・捨て看板撤去運動、電話ボックスのピンクビラ回収等の諸活動が一層強化されるよう、積極的に国民の意識啓発を行う。

#### ( 2 ) 調査研究の実施等

「第4回情報化社会と青少年に関する調査」、「青少年有害環境対策に関する調査」(以上内閣府)「インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会」、「青少年問題調査研究会」(以上警察庁)「青少年と放送に関する調査」(総務省)及び「青少年を取り巻く有害環境対策に関する調査研究」(文部科学省)を実施し(別添1参照)それらの調査研究等の結果の活用を図るとともに、各種メディア等における性描写や暴力・残虐表現を含む情報等が青少年の感情・行動に与える影響等についての研究結果の収集及び活用を図っていくこととする。

また、日本PTA全国協議会等の第三者の民間団体によるメディアのモニタリング調査等を支援し、その結果を踏まえた関係業界等との意見交換を促進する。

#### ( 3 ) メディア・リテラシー向上のための教育の推進

青少年が主体的に情報の取捨選択ができるようメディ

ア・リテラシー教育を推進するため、学校において新しく導入される「総合的な学習の時間」等を活用するとともに、メディア・リテラシー教材の開発を支援する。

また、青少年を適切に指導できる人材を育成するため、大学の教員養成課程等において映像メディア等に関する指導方法を体系的に学習させる機会を設ける。

#### (4) 法令に基づく取締りの促進

都道府県警察による、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)及び46都道府県等において定められている青少年の保護育成に関する条例に基づく取締りを促進する。

#### (5) 関係業界団体等との意見交換の実施

各分野における取組状況を把握するなどのため、関係業界団体等との意見交換を随時実施することとする。

### 2 地方公共団体への要請

地方公共団体においては、46都道府県等において定められている青少年の保護育成に関する条例により、青少年に有害なものとして知事等が指定した図書等を青少年が観覧することやそれらを青少年へ販売、貸出、頒布すること等を禁止している。また、各都道府県警察は、風俗営業等

の規制及び業務の適正化等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律及び46都道府県等において定められている青少年の保護育成に関する条例に基づき法令違反の取締りを行うとともに、少年を取り巻く社会環境を浄化する必要のある297地区を「少年を守る環境浄化重点地区」に指定し、地域住民やボランティアと連携した各種環境浄化活動を推進している。

以上のような取組の現状を踏まえ、以下の事項について要請することとする。

- (1) 有害図書等の指定を受けていない作品について、住民からの意見を受け付けて、指定の参考にすること。
- (2) 販売店・レンタル店において、各地域の条例に基づき他のソフトとの区分陳列、店員が容易に監視できる位置への配置、青少年へ販売・貸付けしないことの徹底等を行うことを各店舗に要請するなど、その効果的な運用を図ること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律及び46都道府県等において定められている青少年の保護育成に関する条例に基づく法令違反の取締りについても引き続き徹底すること。
- (4) 住民等による各種環境浄化活動をより一層推進すること。

### 3 関係業界団体等への要請

### (1) 各種メディア等への要請

以下の ~ の各種メディア等において、関係業界団体がそれぞれの取組の現状（別添2参照）も踏まえて必要な取組を行うよう要請することとする。

なお、以下の各種メディア等以外のメディア等において、同様の要請をすべき状況が認められる場合、関係業界団体に対して必要な取組を行うよう要請することとする。

#### テレビジョン放送

テレビジョン放送（有料放送を除く。）については、引き続き教養、教育、報道、娯楽等各般の青少年の健全育成に資する情報を幅広くかつ効果的に提供しつつ、青少年にとって最も接しやすいメディアの一つであるという特性に十分配慮して、各放送事業者において以下の取組を推進すること。

）暴力・性に関する内容について、放送時間帯に一層配慮すること。

）青少年への配慮が必要な暴力・性などの表現に関する情報提供に一層努めること。

また、視聴者と放送事業者を結ぶ第三者機関として活動している「放送と青少年に関する委員会」等の機関のより一層の取組を期待する。

#### インターネット

各種のメディア機器の急速な普及に伴い青少年が接し

やすいメディアとなりつつあることに十分配慮して、「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告」（郵政省、平成12年12月）等に沿って、有害情報に関するラベリングやフィルタリングの普及促進等をより一層図っていくこと。

#### 家庭用ゲーム機ソフト

「B」区分（ユーザーに対する注意喚起が必要なもの）の指定を受けた作品名について、ソフト販売店に掲示する等の方法により積極的に幅広く公開し、消費者が当該作品を購入する際、事前に十分な注意喚起認識が得られるよう注意喚起表示を徹底すること。また、青少年への影響に関する国民からの苦情について事業者が透明性の確保に配慮しつつ処理すること。

#### ビデオソフト

ビデオソフト販売店・レンタル店において、成人指定（18歳未満への映示、販売、貸出禁止）若しくはR指定（15歳未満への映示、販売、貸出禁止）又は一般向制限付指定（中学生以下への映示、販売、貸出不可）の作品の販売又は貸出を行う際には、身分証明書、会員証等により購入又は借入しようとする者の年齢の確認を行うよう指導を徹底すること。また、青少年への影響に関する国民からの苦情について事業者が透明性の確保に配慮しつつ処理すること。

### パーソナルコンピュータソフト

パーソナルコンピュータソフト販売店において、18歳未満者への販売禁止ソフト作品（18禁）又は一般ソフト作品制限付（R指定、販売対象者満15歳以上）の販売を行う際には、身分証明書等により購入しようとする者の年齢の確認を行うよう指導を徹底すること。また、青少年への影響に関する国民からの苦情について事業者が透明性の確保に配慮しつつ処理すること。

### 出版物

書店等において、成人向け雑誌・コミック誌・コミック本の販売を行う際には身分証明書等により購入しようとする者の年齢の確認を行うよう指導を徹底すること。また、青少年への影響に関する国民からの苦情について事業者が透明性の確保に配慮しつつ処理すること。

### 映画

映画館において、R-18（18歳未満入場禁止）、R-15（15歳未満入場禁止）又はPG-12（12歳未満は親又は保護者の同伴が望ましい）に指定された作品を上映する際には、身分証明書等により入場者の年齢の確認を行うよう指導を徹底すること。また、青少年への影響に関する国民からの苦情について事業者が透明性の確保に配慮しつつ処理すること。

### （2）メディア・リテラシー向上のための取組の要請

青少年と各種メディア等との健全な関係を築くためには、青少年のメディア・リテラシー向上が重要であるため、各関係業界団体において、以下のような青少年のメディア・リテラシー向上のための取組を推進するよう要請することとする。

メディア・リテラシー研究者や教育関係者、読者・視聴者の意見を反映させ、読者・視聴者のメディア・リテラシー向上に資する情報等の提供に取り組むこと。

各関係業界においては、制作者と青少年やその保護者との意見交換の場を設ける等、交流機会の拡大を図り相互理解に努めること。その際にはインターネット等を活用し、できる限り多くの者が参加できる体制を整備すること。

### （3）各経済団体への要請

各経済団体において、以下のような取組を推進するよう要請することとする。

各企業が広告や協賛を行うに当たっては青少年の健全育成に関し特段の配慮をするよう呼びかけるとともに、関係業界団体の自主規制の状況のチェック等に取り組む民間団体との意見交換の促進を図ること。



( 別 添 1 )

## 政府が実施する各調査研究の概要

- ・ 第4回情報化社会と青少年に関する調査（内閣府）

全国の12歳～29歳の青少年（6,000人）及び12～17歳の青少年の親（1,700人）を対象に、以下の5点を目的として、個別面接聴取法による調査と専門家による調査結果の分析を行う。

青少年のメディア利用状況（傾向・特徴）の全般的な把握

特に「インターネット」と「携帯」に焦点を当てた利用状況の把握

メディア利用状況と家族・友人とのコミュニケーション実態、あるいは新しい人間関係発生との関連性の探求

メディア利用状況と社会的価値観との関連性の探求

メディア利用状況と生活実態との関連性の探求

- ・ 青少年有害環境対策に関する調査（内閣府）

有害環境の浄化を推進し、青少年の健全育成に資するため、有害環境の実態について調査・把握・検討するとともに、青少年有害環境対策についての情報を収集・編集し、関係機関等に提供する。

- ・ インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会（警察庁）

近年のインターネットの著しい発展と利用者の範囲の拡大に伴い、少年によるこれらの利用機会が増加する状況となっている。一方で、インターネット上には違法・有害コンテンツが氾濫しており、少年非行や少年に対する犯罪被害への影響が憂慮される。

このため、学識者及び有識者による研究会を開催し、少年に悪影響があると考えられるインターネット上の違法・有害コンテンツの実態を明らかにするとともに、これらと少年を切り離す対策について研究を行う。

- ・ 青少年問題調査研究会（警察庁）

青少年を取り巻く環境には、急速な情報化の進展に伴って、従来では予測もしなかったような事件等が発生しており、青少年の健全な育成に対する影響が憂慮される。

このため、中学生及び高校生を対象に「青少年と生活環境等に関する調査」を行い、青少年の生活や暮らし、考え方、興味関心、性に関することなどの実態を明らかにする。そして、当研究会が過去に行った「青少年とパソコン等に関する調査」及び「青少年とテレビ、ゲーム等に係る暴力性に関する調査」等の調査結果と比較するなどして、最近の青少年の生活環境全般に関して研究を行う。

- ・ 青少年と放送に関する調査（総務省）

放送分野における青少年対応施策を検討するため、青少年のテレビ視聴の実態（接触時間、視聴形態等）、テレビとの接触状況と暴力性向の関係等について、アンケート調査を実施。（平成 12 年においては、首都圏の小学 3、4 年生 1,292 件とその保護者 1,256 件を対象に実施。）

- ・ 青少年を取り巻く有害環境対策に関する調査研究（文部科学省）

青少年を取り巻く有害環境対策に資するため、アメリカ等における N P O によるテレビ番組のレーティング等の調査など、海外における先進的な取組の調査その他の調査を実施する。

( 別 添 2 )

## 関係業界団体等における取組の現状

### 1 テレビジョン放送

#### ( 1 ) 日本放送協会及び( 社 ) 日本民間放送連盟の取組

日本放送協会及び( 社 ) 日本民間放送連盟では、「青少年と放送に関する専門家会合取りまとめ」( 郵政省、日本放送協会、( 社 ) 日本民間放送連盟、平成 11 年 6 月 16 日 ) 等を受け、それぞれ、以下の ~ の取組を行うことを決定し、実施している。

##### 青少年向けの放送番組の充実

###### < 日本放送協会 >

- ・ 子どもたちが抱える悩みや問題に真正面から取組み、繊細な感性を持つ青少年に夢と感動を与え、心をゆたかにしていく番組を積極的に編成し、さらなる充実を図る。
- ・ 放送番組の学校等での有効活用に資するため、教育テレビの深夜の放送時間を延長し、「学校放送番組を集中編成するゾーン」を新設する。

###### < ( 社 ) 日本民間放送連盟 >

- ・ 青少年の知識や理解力を高め、情操を豊かにする番組を各放送事業者は少なくとも週 3 時間放送し、該当番組を発表する。

###### < 日本放送協会及び( 社 ) 日本民間放送連盟 >

- ・ 青少年とテレビのかかわりを考える特集番組を、年 2 回 ( 日本放送協会と民放が 1 本ずつ ) 制作し、本放送は制作局で、再放送は相手局で行う。( 平成 13 年 4 月「 21 世紀のテレビはこうなって欲しい」( T B S 制作 ) 放送、11 月 ( 日本放送協会制作 )、14 年春 ( フジテレビ制作予定 ) 放送予定 )

##### メディア・リテラシーの向上

###### < 日本放送協会 >

- ・ メディアを学び、送り手と受け手の関係を理解するために役立つ番組や海外のメディア・リテラシー活動に関する番組を放送する。( 12 年度「しらべてまとめて伝えよう」( 小学校中学年向け ) 新設、13 年度「体験！メディアの A B C」( 小学校高学年向け ) を新設 )
- ・ 学校向けビデオの貸出し、番組制作体験の場の提供等を実施する。

###### < ( 社 ) 日本民間放送連盟 >

視聴者側で教材として使える番組を( 社 ) 日本民間放送連盟で制作し、各局から放送するなど、視聴者がテレビをはじめとするメディアの持つ特性を把握し、内容を的確に理解する能力と自立した判断力を身につけるための取組に、放送事業者として協力する。平成 13 年度から東京大学大学院情報学環 MELL project との共同プロジェクトとして、民放テレビ局が地元学校と協力して展開するメディア・リテラシー教育活動に着手した。13 年度は長野、愛知の 2 地区でパイロット研究を実施し、次年度以降、継

続・拡大する方針である。

青少年と放送に関する調査等の推進

< 日本放送協会 >

- ・ テレビが子どもに与える影響等、子ども、青少年とメディアの関係について今後とも継続的に調査研究をする。(NHK放送文化研究所は、平成13年2月「デジタル情報社会における青少年とメディア」調査分析を報告、4月「教育現場にみるメディア利用の新展開」を報告。)
- ・ 大学や専門調査機関等における、青少年へのメディアの影響調査等の実施について協力する。(「青少年委員会」が実施する< 青少年へのメディアの影響調査 > に協力。)

< (社) 日本民間放送連盟 >

大学等の研究機関に委託するなどして、中長期的調査研究を実施する。(「青少年委員会」が実施する< 青少年へのメディアの影響調査 > に協力。)

第三者機関の活用

- ・ 日本放送協会と(社)日本民間放送連盟は、放送事業者の自主的な機関として、放送番組向上協議会の中に、視聴者と放送事業者を結ぶ回路としての役割を果たすことを目指す「放送と青少年に関する委員会」を新設した。

放送時間帯の配慮

< 日本放送協会 >

- ・ 青少年が見やすい時間帯を意識し、積極的に青少年向けの良質な番組を編成する。

< (社) 日本民間放送連盟 >

- ・ 民放連放送基準第18条「放送時間帯に応じ、児童および青少年の視聴に十分配慮する」の遵守を徹底する。
- ・ 午後5時から9時にかけて放送する番組については、児童及び青少年、とりわけ児童の視聴に十分配慮する。なお、午後9時以降の児童及び青少年の視聴については、その保護者にも責任ある協力をお願いする。

番組に関する情報提供の充実

< 日本放送協会 >

- ・ 広報番組を活用して、番組内容に関する情報を事前に提供する。
- ・ 新聞、週刊誌、テレビ専門誌等を積極的に活用するとともにインターネット等で、番組情報の提供を充実する。

< (社) 日本民間放送連盟 >

- ・ 暴力・性などの表現について児童・青少年への配慮が不可欠と各放送事業者が判断した場合、以下の方法等による事前表示を行う。
  - a. テロップやスーパーインポーズによる文字表示の方法
  - b. 番組宣伝枠を使用する方法
  - c. 映画番組の事前解説枠で説明する方法
  - d. 活字媒体、インターネット等を通じて番組の情報を提供する方法
- ・ 平成13年10月から、午後9時から11時にかけての時間帯を中心に、外国製劇場用映画などで内容の一部カッ

トが困難な作品については、とくに事前表示を行うこととした。

また、(社)日本民間放送連盟は、平成13年4月に、放送と青少年をめぐる諸問題についての取組をより強めるため、「放送と青少年問題特別委員会」(略称：青少年問題特別委員会)を設置した。同委員会においては、日本PTA全国協議会との交流の促進等を実施することとしている。

#### (2)「放送と青少年に関する委員会」の取組

視聴者の声と評価を番組に反映させるため、日本放送協会と(社)日本民間放送連盟が平成12年4月に共同で設置した自主的な第三者機関である「放送と青少年に関する委員会」は、視聴者からの番組に対する意見を受け付け、それらを会報及びホームページ上で公表するとともに、いくつかの番組について放送局の見解を求め、それらを公表している。

また、この他に以下のような取組を実施している。

- ・ 2つの番組のコーナー企画を中心にバラエティー系番組の問題点の検討を行い、同年11月に委員会としての見解を公表し、これらについての視聴者からの意見も公表した。
- ・ 平成13年7月、中学生、保護者、教師、番組制作者、それに「放送と青少年に関する委員会」委員が一堂に会し、テレビ番組のあり方について討論するフォーラム「青少年のための新テレビ論」を開催した。その内容は冊子にまとめて全国の放送局や関係団体に配布するとともに、NHKの「金曜フォーラム」や各放送局の検証番組等を通じて視聴者に伝えた。同委員会は、今後も青少年の意見交換の場

を積極的に設けていく方針である。

- ・ 青少年へのテレビメディアの影響を子どもたちの発達の中で捉えるために、小学5年生が中学2年生になるまでの4年間で縦断的に追う「青少年へのテレビメディアの影響調査」(平成12年度から15年度)を実施している。初年度調査は、平成13年2月に行い、その結果概要は同年7月に公表した。

#### (3)(社)衛星放送協会の取組

(社)衛星放送協会は、平成10年の発足時から倫理委員会を設置し、「青少年保護の問題」を最重要課題としている。制定されている「(社)衛星放送協会放送基準」には、CS放送の特色である各種ジャンルの専門放送について、さらに「特定放送基準・ガイドライン」を設けることになっており、青少年保護の立場から「成人向けエンターテイメント番組放送基準・ガイドライン」を策定している。

また、成人番組を放送する放送事業者は、自主的に番組審査会を開き、放送前に番組審査を実施している他、契約視聴者に年齢証明書の提出を求め、また、暗証番号による視聴年齢制限をするペアレンタルロックの設定など青少年の視聴防止策をとっている。

さらに、「青少年問題」についての意識向上、積極的な取組を目標に、協会加盟全社を対象に、平成10年以来3年連続して、毎年秋に、「青少年と放送」をテーマに、研究講演会を開催している。今年秋も同テーマで研究講演会を準備中である。

一方、「青少年向けの放送番組の充実」と「青少年の情操を

豊かにし、健全な心身の発達に貢献する」趣旨で、平成12年8月の夏休み期間1ヶ月にわたって、青少年キャンペーン「青少年向けおすすめ番組」を選定し、19社21チャンネル37番組が参加して放送を実施した。つづいて平成13年は、第2回として、さらに親子のコミュニケーションを活性化させることへ進め、「家族みんなで見たい番組」として実施、28社36チャンネル36番組、各種ジャンルの放送番組が参加し、好評を得た。

メディア・リテラシーについては、平成12年秋の第3回研究講演会で、菅谷明子氏によるレクチャーをいただくなど、加盟各社の積極的取組の推進を図っている。

#### (4) CS放送成人番組倫理委員会の取組

CS放送の中で成人番組を放送している15社(27チャンネル)の事業者によって構成される任意団体であるCS放送成人番組倫理委員会は、青少年保護の観点から、CS放送の中の成人番組が未成年者に見られないように、成人番組の視聴を申し込むにあたっては年齢証明書の提出、ペアレンタルロック(暗証番号による視聴年齢制限)の実施、

番組内に注意文を付けて未成年者の視聴を防止するなどの条件を定めている。また、各番組にコピーガードを設定し、複製による青少年視聴を防止する対策をとっている。

また、番組の宣伝広告に関しても、青少年に過度に刺激的な文言が流れ悪影響を与えることがないように、文言、描写などについて細かい取り決めを行うなど配慮している。その他、委員会独自の「番組審査に関するガイドライン」を設け、番

組の倫理基準維持のため厳重な審査を行って、不適切な箇所の修正を行うなどの措置をとり、番組が社会に悪影響を与えないように、厳重な注意をはらっている。

このような目的のために、会員総会、理事会、番組倫理諮問委員会、番組審査会、運営会などを定期的に行い、会員間の意志疎通を図り、必要な対策を講じるなどの活動を行っている。また、会員の意識の向上をはかるため、度々勉強会や公開審査会など勉強の場を設け、業界全体の意識のレベルアップに役立てている。

## 2 インターネット

インターネット上の情報については、(社)テレコムサービス協会が「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」を公表し、周知を図っている。一方、「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告」(郵政省、平成12年12月)において、サービス・プロバイダ等の自主的対応等の促進、ラベリングやフィルタリングの普及促進等を行うべきことが提言されており、(財)インターネット協会においては、有害情報に関するラベリングの普及、フィルタリングシステムの開発及び教育機関等への普及・啓発を進めているところである。また、(社)日本インターネットプロバイダ協会では、消費者が安心してインターネットを利用できるように「インターネットを楽しむために」というwebサイトを運営しているほか、ホワイトペーパーフィルタリングシステムを構築中である。

### 3 家庭用ゲーム機ソフト

家庭用ゲーム機ソフトについては、コンピュータエンターテインメントソフトウェア協会（CESA）が「コンピュータエンターテインメントソフトウェア倫理規定」を定め、反社会的な行為、暴力及び犯罪についての表現に関し、コンピュータエンターテインメントソフトウェア倫理委員会（CESA倫）が審査した上で「A」区分（ユーザーに対する注意喚起が必要ないもの）、「B」区分（ユーザーに対する注意喚起が必要なもの）及び「C」区分（発売を禁止するもの）への指定を行い、「B」区分の指定を受けた作品に関しては「注意喚起マーク」をパッケージの指定位置に記載するよう義務づけられている。平成11年12月以降、20作品が「B」区分の指定を受けている。

### 4 ビデオソフト

ビデオソフトについては、日本ビデオ倫理協会が「映像ソフト倫理規程」及び「法規範、社会規範及び性表現に関する作品の審査基準」に基づき審査した上で一般指定（特に規制なし）、R指定（15歳未満への映示、販売、貸出禁止）及び成人指定（18歳未満への映示、販売、貸出禁止）への指定を行い、審査作品には協会が発行する倫理シールにレーティング結果を明示してビデオ本体とパッケージに貼付することを義務付けるとともに、成人指定作品の自動販売機による販売や写真集などに一体的に綴じ込んでの販売を禁止し、会員の違反行為に対しては会員資格停止等の処分を課している。また、一般向けのオリジナルビ

デオや劇場未公開映画のビデオについては、映倫管理委員会、日本ビデオ倫理協会、社団法人日本映像ソフト協会及び社団法人映画産業団体連合会で構成する映像倫理協議会が「映像倫理協議会審査規程」に基づき審査した上で一般向、一般向制限付（R）指定（中学生以下への映示、販売、貸出不可）及び成人指定への指定を行っている。

### 5 パーソナルコンピュータソフト

パーソナルコンピュータソフトについては、コンピュータソフトウェア倫理機構が「コンピュータソフトウェア倫理機構・倫理規程」に基づき審査した上で18歳未満者への販売禁止ソフト作品（18禁）、一般ソフト作品制限付（R指定、販売対象者満15歳以上）及び一般ソフト作品（全ての年齢層が販売対象）への指定を行っている。同機構は、平成4年の設立当初から「過激な暴力・過度な性描写・基本的人権」に留意した審査体制をとっており、倫理規定に罰則規定を置くとともに、倫理規定違反作品の回収などの処分の際には、内部組織の全国流通懇談会（パソコンソフト流通会社10社で構成）が即時対応する体制になっている。

また、販売環境の是正を目的として、「販売店懇談会」を開催（東京、名古屋、大阪、福岡）するとともに、「区分販売店協力優良販売店表彰制度」を実施しており、4年間で317店を優良店として表彰している。組織率の向上にも力を入れており、現在の加盟会社は275社で、組織率96%を達成している。（平成13年8月現在）

## 6 出版物

出版物については、(社)日本書籍出版協会が「出版倫理綱領」に、(社)日本雑誌協会が「出版倫理綱領」及び「雑誌編集綱領」に、(社)日本出版取次協会が「出版物取次倫理綱領」に、日本書店商業組合連合会が「出版販売倫理綱領」に基づいてそれぞれ自主規制に努めているほか、露骨な性描写を内容とした少年少女向けコミック誌、単行本等の出版物について、これら4団体が加入している出版倫理協議会が「出版倫理協議会の自主規制についての申し合わせ」に基づいた販売店における区分けを可能とするための帯紙措置及び「成人向け雑誌に関する自主規制についての申し合わせ」に基づいた成年向け雑誌マークの表示、成人コーナーの設置、対面販売などの対策を講じている。また、平成13年9月から、出版倫理協議会に設置した「出版ゾーニング委員会」が、運営要領に従って、青少年に不適当である等の条件に該当すると判断される雑誌類に識別マークを表示するよう要請するなど、区分陳列による販売を促進するための活動を行っている。

また、成人娯楽雑誌を刊行する31出版社が結成した出版倫理懇話会は、定例会において、会員社が自社の刊行物について定期的に行う、その編集内容等が青少年への配慮、公序良俗にもとるかどうかについてのチェックに関して検討を行っている。同懇話会は、編集倫理委員会を2ヶ月に1回開催して会員誌を閲覧し、必要に応じて当該会員社に改善を求める等の勧告を行っている。さらに、出版界全体の問題に関しては、出版倫理協

議会と随時協議を行い、同懇話会及び会員社の意見や要望を伝え、場合によっては行政等への働きかけを要請することとしている。

## 7 映画

映画については、映倫管理委員会の審査部門が「映画倫理規程」及び「審査基準」に基づき審査した上で、R-18(18歳未満入場禁止)、R-15(15歳未満入場禁止)、PG-12(12歳未満は親又は保護者の同伴が望ましい)への指定を行っている。



# 1 国の取組状況

省庁名	取組状況
内閣府	<p>平成13年10月に地方公共団体及び関係業界へ、「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」を踏まえた取組の推進について要請した。</p> <p>(1) 国民の意識啓発の推進 7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」及び11月の「全国青少年健全育成強調月間」において、地方公共団体及び関係業界への重点的な取組の一つとして環境浄化活動の推進等を掲げ、青少年を取り巻く有害環境浄化活動の推進とともに、国民の意識啓発の推進を図った。</p> <p>(2) 調査研究の実施等 ・第4回情報化社会と青少年に関する調査 全国の12～29歳の青少年6,000人(有効回収率66.9%)及び12～17歳の青少年の親1,700人(有効回収率54.6%)を対象に、次の4点について個別面接聴取法による調査と専門家による調査を行った。メディアとの接触状況 携帯電話・PHSの利用状況 インターネットの利用状況 情報観等 ・青少年有害環境対策に関する調査 有害環境の浄化を推進し、青少年の健全育成に資するため、有害環境の実態について調査・把握・検討を行い、青少年有害環境対策についての情報を収集・編集し、関係機関等に提供した。</p> <p>(5) 関係業界団体等との意見交換の実施 平成13年10月及び平成14年5月に、コンピュータソフトウェア倫理機構と意見交換を実施し、販売店に対する区分陳列、対面販売の指導の徹底を更に図るよう要請した。</p>
警察庁	<p>(1) 国民の意識啓発の推進 少年をインターネット上の有害情報から守ることの重要性等を広報啓発することにより、家庭におけるフィルタリングシステムを普及させるため、都道府県警察において、ネット上の有害情報から少年を守るためのモデル事業を行うために必要な指導者用テキスト及び受講者用リーフレットを作成した。</p> <p>(2) 調査研究の実施等 ・インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会の開催</p>

	<p>平成13年度から少年に悪影響があると考えられるインターネット上の違法・有害コンテンツの実態を明らかにするとともに、これらと少年を切り離す対策についての研究を行っており、平成13年度は、家庭へのフィルタリングシステムの普及、サービス・プロバイダ等の自主的な措置、民間機関等によるホットラインやパトロール活動の必要性等を報告し、本年度は、ホットライン等を中心に民間団体等による有害コンテンツ対策の進め方について調査研究を行っている。</p> <p>・青少年問題調査研究会</p> <p>青少年の非行防止・健全育成に向けた取組みのための基礎的な資料を得るため、平成13年度には、青少年の生活や暮らし、考え方、興味関心、性に関する事などに関する調査研究を行い、平成14年度には、青少年の携帯電話や出会い系サイトの利用の実態及びそれを取り巻く消費行動等に関して調査研究を行っている。</p> <p>(4) 法令に基づく取締りの促進</p> <p>平成13年12月に第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議において、「児童の商業的搾取にかかる犯罪に対する国際捜査協力に関する会合」を、平成14年1月に「児童買春・児童ポルノ事犯の国外犯捜査に関する全国会議」、平成14年7月に「CSEC東南アジアセミナー・捜査官会議」をそれぞれ開催し、児童買春・児童ポルノ事犯の取締りを促進した。インターネット上の児童ポルノを効率的に検索する児童ポルノ画像自動検索システム(シーパス CPASS: Child-Pornography Automatic Searching System)を開発し、インターネット上の児童ポルノに対する取締りを促進した。</p> <p>地方自治体への要請 都道府県警察においては、平成13年中に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反(年少者に客の接待をさせる行為等少年の福祉を害する行為に限る。)により587件、940名を、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反により1,562件、1,026名を、青少年の保護育成に関する条例違反により2,063件、1,656名をそれぞれ検挙した。都道府県警察において、少年を取り巻く社会環境を浄化するため、平成13年中に297地区を、平成14年中に347地区を「少年を守る環境浄化重点地区」に指定し、地域住民やボランティアと連携した環境浄化活動を行った。</p>
総務省	<p>(3) メディア・リテラシー向上のための教育の推進</p> <p>放送分野におけるメディア・リテラシーの向上に資する教材を、公募により開発し、平成13年7月から全国の総合通信局において貸出を行っている。</p>
法務省	<p>(1) 国民の意識啓発の推進</p> <p>”社会を明るくする運動”においては強調月間である7月を中心に、環境浄化活動として、有害図書等の販売自粛要請、有害図書の回収・処分などを行った。</p>
文部科学省	<p>(1) 国民の意識啓発の推進</p> <p>平成13年10月に「全国青少年健全育成強調月間の実施について(依頼)」、平成14年6月に「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間の実施について(依頼)」を、スポーツ・青少年局長、生涯学習政策局長、初等中等教育局長名で、各都道府県教育委員会等の関係機関及び関係団体に送付し、月間の趣旨の周知徹底を図った。</p>

	<p>(2) 調査研究の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「青少年を取り巻く有害環境対策に関する調査研究」 平成13年度において、我が国におけるNPO等の活動の参考となる事項を広く紹介するため、学識経験者等の協力を得て、テレビ放送分野における米国のNPO等の取組について実地調査等を実施し、これらを「『子どもとテレビ』に関するNPO等についての調査研究報告書 - 米国を中心に - 」として取りまとめた。平成14年度も引き続き有害環境対策として子どもとインターネットの問題についての調査研究を実施しているところである。</li> <li>・社団法人日本PTA全国協議会が平成14年2月に実施したテレビ番組の全国モニタリング調査を支援し、3月に同法人により報告書がまとめられた。また、同法人は本調査結果をもとに、テレビ局及びスポンサーに対する要請を実施するとともに、日本民間放送連盟と意見交換を行った。</li> </ul> <p>(3) メディア・リテラシー向上のための教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の情報モラルの育成やセキュリティについての指導内容や対応方法等を解説したガイドブックや指導事例集を作成し、各教育委員会・学校へ配布したほか、平成14年3月には情報モラルに関する校内研修用教材を作成し、全国の小中高等学校へ配布したところである。</li> <li>・教員養成課程においては、平成10年の教育職員免許法改正において、「情報機器の操作」及び教職に関する科目の「教育の方法及び技術」の中の情報機器の活用について必修とすることとし、平成12年度大学入学者から実施しているところである。また、平成12年度より、高等学校の情報の教科について課程認定を行っており、平成12年度は188校、平成13年度は107校を新たに認定し、映像メディア等に関する指導方法を体系的に学習させる機会の拡大を図っている。</li> </ul> <p>(5) 関係業界団体等との意見交換の実施</p> <p>平成14年2月～3月にかけて開催された経済同友会、日本商工会議所、日本青年会議所、経済団体連合会等の経済団体との懇談会の場において文部科学大臣から各団体に対し、テレビ番組のスポンサーとなるに際して格段の理解と協力を要請した。</p>
経済産業省	<p>(5) 関係業界団体等との意見交換の実施</p> <p>平成14年5月10日付け「平成14年度「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」について(依頼)」を関係業界団体へ周知し、特段の配慮を依頼した。</p>

## 2 地方公共団体の取組状況

### (1) 有害図書等指定を受けていない作品について、住民からの意見を受け付けて、指定の参考にすること

都道府県	取 組 状 況
北海道	有害図書類に関し、特に住民から意見を聞く制度を設けてはいないが、従来より住民から寄せられた情報に基づき、該当図書を購入し内容を調査する等指定の参考にしている。
青森県	申し出制度はあるが、現在のところ申し出はない。
岩手県	不健全認定対象物件については、県民並びに市町村からの通報、青少年育成団体及び青少年環境浄化モニターからの連絡により情報を収集しているが、特に環境浄化モニターの日常生活を通じての実態把握とその結果報告を指定の参考としている。
宮城県	書店経営者から、中・高校生等若年層対象とした「エルティーンズスペシャル」「少女革命」等の図書が、セックス描写が激しいとの情報を得て、社会福祉審議会の審議を経て個別指定し、図書取扱点に対し、区分陳列等を指導している。小・中学校付近の住民から、「近くのストアでアダルト本を一般の本と同様に陳列・販売しているので、子どもに悪いのでは」と所轄警察署に何とかして欲しい旨の要請があり、警察と連携し実態調査の上区分陳列等を指導している。
秋田県	有害指定図書として、県青少年環境浄化審議会に諮問する際の参考としている。
山形県	本県では、44全市町村に青少年育成推進員550名(各市町村首長の委嘱)を配置し、社会環境の実態把握、有害図書類の販売状況調査や点検活動等を実施しているほか、現在16市町村に設置している青少年補導(指導・育成)センターでは約2,200名の青少年補導(指導・育成)委員(センター設置の市町村長が委嘱)が有害図書等の販売に対する監視や有害環境排除のための活動を行っている。それらの情報は、各市町村及びセンターを通じて県や総合支庁に反映され、書店等への立入り時の販売店への指導や青少年保護審議会に諮る有害図書類購入時の参考として活用している。また、44全市町村に196名の青少年育成モニター(市町村長推薦で山形県あすをきずく青少年県民会議会長が委嘱)を配置し、コンビニや書店に対する立入調査結果等、青少年を取り巻く社会環境に関する情報等について、年4回、県民会議事務局宛て報告を求め、有害環境の実態について一元的な管理を行っている。これらの情報は、県及び県民会議の施策に反映させるとともに、モニターだよりを発出して、各モニター、市町村民会議、各総合支庁等に情報提供し、有害環境に関する情報の共有を図るなど事業の効果的な展開を図っている。
福島県	小学3年児童(女)が、コミック本の表紙(小学生向けキャラクターとなっている)のみで内容を確認せずに購入し、家に持ち帰り、その内容が生描写であることに驚き、母親から地区の教育委員会を経て県に当該コミック本が持ち込まれたことから、社会環境調査会、青少年健全育成審議会において青少年に有害な図書として個別指定した。当該コミック本名「3年2組MAHO組(株)オークラ出版」。

茨城県	指定の実績はないが、住民の意見があれば指定の参考としたい。（女性青少年課）
栃木県	7月及び11月の青少年の健全育成に係る強調月間に、複数の市町村が連携して行う立入調査を実施しているが、青少年育成指導員やPTA関係者など、県で指定する立入調査員以外の者も同行し、彼らがその際買い求めた図書等を直後の青少年健全育成審議会に諮問し、有害であるとの答申を得て、指定を行っている。
群馬県	平成14年度は、109名のブックモニターを委嘱し、図書類自動販売機等及び図書類販売店などに対する立ち寄り等の監視活動並びに違反情報等の通報、意見をお願いしている。
埼玉県	埼玉県青少年健全育成条例第23条の2（県民の申出）の規定により、県民の申出要領を定め、有害図書等の指定に係る住民からの意見を受け付けている。
千葉県	県民からの有害図書等指定に係る申出制度（青少年健全育成条例第25条）について、パンフレットの配布等により制度の周知を図っている。
東京都	東京都青少年の健全な育成に関する条例第4条の2都民の申出の規定に基づき、住民から青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす図書類について通報を受けたときは、図書類購入の参考にするとともに、認定基準に該当すれば不健全図書等の指定をする。（参考：平成13年度申出件数81件）
神奈川県	現行条例上において、何人も図書類が条例の規定による「知事指定を相当とする」図書類であると考えるときは「知事に対してその指定の要請ができる」と定められており現在、住民からの意見を受けられる体制になっている。（近年、要請された事例はない）
新潟県	猥褻な有害図書等については包括指定しており、住民からの意見は特に受け付けていないが、意見があった場合は指定の参考とする。
富山県	平成14年5月に、小学6年生の娘を持つ母親から電話相談を受け、随時調査の際に確認を実施したが、当該図書については県の個別・包括指定基準に該当しないものであった。その後、相談を受けた図書については引き続き関心を持って調査を行っている。なお、14年7月末に実施した書店を対象とした県下一斉立入調査時に、当該図書を含むとみなす有害図書等については一般図書と区別し、陳列するように指導している。
石川県	県青少年健全育成条例上、一般県民から有害図書等の指定について知事に要請があったときは、県において審議会で審議することになっているが、近年その事例はない。
山梨県	特に積極的な取組みは行っていないが、常時、住民からの意見を受け付けて指定の参考にする体制をとっている。
長野県	県民の理解と協力による住民運動の展開、関係業界の自主規制、行政の啓発努力の3本を基本施策として、県民総ぐるみで対処する取組を推進している。
岐阜県	県のホームページに、有害指定図書類等の指定状況を掲載し、意見を受け付けている。
静岡県	電子メールや電話等で県民の意見を聴く体制はあるが、有害図書に係る意見は特にない。
三重県	主に、県が任命した立入調査員から月1回意見を受け付け指定の参考にしている。

京都府	住民から意見を受け付ける制度については今のところ実施していないが、住民団体から有害図書類の販売状況に係る情報提供を受けているほか、青少年の自殺・犯罪の誘発・助長に係る図書について有害指定実施の要望等を受けており、取扱いについて京都府青少年健全育成審議会でも検討をしているところである。
大阪府	大阪府青少年健全育成条例26条において、何人も有害な図書類に指定することが適当と認められるときは知事にその旨を要請できることを規定しているが、平成13年10月以降では要請事例はない。
兵庫県	包括指定制度導入後、個別指定の実績はないが、住民からの意見があった場合、当該意見の内容を検討し、有害性の有無について審議することとなる。
奈良県	「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づき、図書類の有害指定を行うにあたって、より広く情報を収集するために青少年育成奈良県民会議の構成団体に対し、情報提供を依頼している。
和歌山県	県下補導センター（19箇所）、各振興局（7箇所）を中心に青少年健全育成条例の説明会を開き、有害図書等指定に関する説明を実施し、有害図書として指定すべき図書について、広く県民からの意見を受け入れ、青少年課に連絡し審議委員会に諮るよう依頼した。
岡山県	県条例で広く県民の協力を得るため、誰もが有害図書として指定をするよう申し出ることが出来る規定を設けている。
広島県	特定の作品について、住民から意見を受け付けたという事例はないが、自動販売機についての意見を受け付け、その自動販売機に収納されている図書類について指定を行ったという事例がある。（平成13年7月）
山口県	包括指定制度を中心に運用しているため、特段の取組なし。
愛媛県	近年、有害図書類等の指定について、住民から意見が寄せられたことがないため、指定の参考事例はない。
高知県	包括指定によって一定の基準に該当する図書類等は、自動的に有害図書類等に指定されるため、特に個別の指定はしていない。
福岡県	本県条例に基づく図書類等の有害指定の方法は、住民等からの有害指定の要望書の提出を受けて、当該図書類の指定の可否を審議会に諮ることとしており、住民等からの意見は、図書類等の有害指定において必要不可欠な要素となっている。
長崎県	県少年保護育成審議会での審議や県政モニター、メールによる意見等を参考にしている。
大分県	県政への提言やエコーカードにより、常時、県民からの意見を受け付けている。市町村の青少年行政担当とも連携を図り、意見や情報の集約に努めている。
鹿児島県	業者と懇談会、社会環境浄化ブロック別対策会議等の機会を捉えて、極力地域住民の意見を聞いて、今後の指定の参考にするように努めている。
仙台市	市独自の取組ではないが、宮城県から委嘱を受けた「宮城県環境浄化モニター」の任務として、有害な図書や店舗の状況の報告、あるいは直接改善を依頼するなどの活動が行われている。
千葉市	千葉県青少年健全育成条例に基づき、図書等の総ページ1/5以上あるいは20ページ以上わいせつな描写があるものについては、すべてを有害図書として指定（包括指定）している。
横浜市	神奈川県青少年保護育成条例に基づき、神奈川県内の所管事項として取り組んでいるので市としての取組はなし。
川崎市	神奈川県で行っているため、有害図書の指定を行っていない。

名古屋市	本市においては毎年、青少年の健全育成に様々な影響を与えている現在の社会環境の問題について、地域において有害環境の浄化に取り組んでいる青少年育成団体と関係業界とが、その現状について協議することを目的として「青少年を社会環境に関する懇談会」を開催し、意見交換を行うとともに、関係業界における自主規制の取り組み及び愛知県青少年保護育成条例等の法令の遵守を要請している。
京都市	京都府青少年健全育成審議会に委員として参画。
福岡市	有害図書等の指定については福岡県が「福岡県青少年健全育成条例」に基づき行っている。（住民からの意見があった場合は、概要を県の担当課へ連絡する。）

- (2) 販売店・レンタル店において、各地域の条例に基づき他のソフトとの区分陳列、店員が容易に監視できる位置への配置、青少年へ販売・貸付けしないことの徹底等を行うことを各店舗に要請するなど、その効果的な運用を図ること

都道府県	取 組 状 況
北海道	平成14年8月に実施した平成14年度全道一斉立入調査の重点調査項目に区分陳列の徹底を掲げ、書店、コンビニ等に対し条例遵守の指導を行い、11月には徹底されていない店舗に再度指導を行う予定。また、図書類の販売(貸出)を行う各店舗に、改めて区分陳列の遵守を再認識してもらうため、啓発用ステッカー及びチラシを作成し頒布する予定。
青森県	毎月、書店、コンビニ等に対し要請している。
岩手県	毎月、立入調査員による実態把握と指導を実施しているほか、7月と8月の2箇月を青少年を取り巻く社会環境実態調査月間として、立入調査の一環として、書店、コンビニ、ビデオレンタル店、図書類自動販売関係の実態把握を行い、不備な点については指導している。また、環境浄化を効果的に進めるため、大手コンビニ、書店組合、図書類自動販売機業者を招いて懇談会を開催し、不健全図書類をはじめとする各種情報提供に努め、環境浄化の協力要請を実施している。
宮城県	昨年11月県内一斉の有害環境実態調査を実施し、その結果を踏まえて各地方県事務所、警察署等から指導を実施している。毎月県担当者及び青少年環境浄化モニター(各市町村に112名委嘱)により、図書取扱店、自動販売機を実態調査し、その都度、各店に指導して徹底を図っている。
秋田県	県が区分陳列の要請策として、「区分陳列表示」ステッカーを製作・配布し、各書店、ビデオレンタル店等の自主規制の推進に努めている。また、立入調査員等において、業者側に継続要請している。
山形県	本県では、毎月1回開催される青少年保護審議会に諮問するための図書類(CD-ROM、ビデオを含む)を約1週間にわたり県内全域で購入している。購入に際しては、本庁及び出先機関の各総合支庁の県民生活係(青少年担当)、青少年専門員が年間計画に基づき、管内の書店、コンビニ、自販機販売所等について立入調査を実施している。立入調査に当たっては、年月日、調査場所、調査者、購入図書類、チェック項目(区分陳列、常時監視の有無、表示、目に触れない措置等)、評価、指導した事項等を図書類購入表に記載し、その実行を期すとともに、その結果を県民生活女性課長宛報告を求めている。立入調査の際、チェック項目の不備な店舗については、一次的には立入調査時に各現場で口頭で指導している。さらに、それらの指導措置によっても改善がみられない店舗等については、立入調査者の要請に基づき、県民生活女性課長名による指導警告文を発出し、指導の徹底を期している。
福島県	平成12年6月に関係業界へ文書により区分陳列を要請するとともに、不定期ではあるが一般書店、コンビニ、レンタル店等への立入調査を実施し、その徹底を図っている。



茨城県	青少年を取り巻く社会環境県下一斉実態調査の実施として、県内で営業しているコンビニ・ビデオレンタル店、書店、カラオケ店等が「茨城県青少年のための環境整備条例」に基づいて営業しているか青少年相談員をはじめとした育成者による調査を行うとともに、啓発用品配布による条例の周知を行った（女性青少年課）。また、「青少年のための環境浄化懇談会」の実施として、県内コンビニ・書店商業組合・カラオケ防犯協会などの県の代表者を集め、「青少年のための環境浄化懇談会」を開催し、末端店舗での区分陳列、店員が容易に監視できる位置への配置、青少年へ販売・貸付けしないことの徹底等の要請を行った（女性青少年課）。
栃木県	県下49市町村の職員148名に知事部局併任の辞令を発令して立入調査員として指定し、毎月立入調査を実施し、区分陳列等を要請するなど、各店舗へ条例の趣旨を徹底している。また、強調月間には各市町村が連携し、学校関係者や自治会関係者など調査員以外も参加するコンビニ、書店、ビデオレンタル店、図書等自動販売機等を対象とした集中的な立入調査を実施している。
群馬県	区分陳列、容易に監視可能場所への配置及び青少年への販売・貸付をしないこと等について、青少年保護育成審議会において審議した都度、包括指定の例示とともに各販売店、レンタル店に対し文書により通知しているほか、知事が委嘱しているブックモニターによる立ち寄りを実施し、徹底を図っている。
埼玉県	7月～9月にかけての販売店やレンタル店への実態調査・指導の他、コンビニ本部や書店商業組合に対し区分陳列、青少年購入禁止表示の徹底を要請している。
千葉県	県下の各市町村において実施した実態調査（自動販売機、コンビニ、書店等）の結果に基づき、県職員が立入調査を実施し、指導を行うことにより、青少年健全育成条例の効果的な運用を図っている。
東京都	条例改正（平成13年3月）により、図書類販売業者等に対し、不健全図書類の区分陳列義務等の規定を設けた。同年10月試行に際し、事業者研修ビデオ及びリーフレットの作成・配布や関係業界に改正条例の説明会を実施した。また、毎月の図書類販売業者等への立入調査時に不健全な図書類の区分陳列等について適切な指導を行っている。（参考：平成13年度立入調査件数 書店等900件、ビデオ販売店等296件）
神奈川県	有害図書類の区分陳列については、条例改正により平成14年7月から陳列方法が明確化され、また、青少年への販売禁止の表示も義務付けされた。現在、条例の徹底を図るべく県として業界への指導を行っているところである。
新潟県	平成14年3月に行った業界団体との意見交換の場や毎年7月に行っている青少年を取り巻く社会環境実態調査等を通じて、条例の遵守を要請している。
富山県	富山県青少年保護育成条例に基づく県下一斉立入調査を年3回実施しており、その度に「18禁表示、区分陳列、容易な監視可能場所での陳列」などについて、指導・依頼を行っている。
石川県	平成13年3月に石川県青少年健全育成条例を改正し、コンビニや書店等に対し有害図書等の区分陳列を義務化するとともに、関係業界に対し説明会を開催するなど条例改正の周知を図った。さらに、平成14年7月に県内のコンビニや書店、ビデオレンタル・販売店を対象に県下一斉に区分陳列の実施状況について点検・確認した。また、青少年健全育成協力店ステッカーの配布として、県内のコンビニや書店、ビデオレンタル・販売店に対し、青少年に有害図書等を販売しないなどの協力を求め、賛同店舗にステッカーの掲示を依頼した。

福井県	平成14年4月、改正した県青少年愛護条例の広報冊子「福井県青少年愛護条例のあらまし」を関係機関・団体・業者に配布して啓発した。また、平成14年6月、レンタルビデオ店において、成人向けコーナーの表示が不明確であったので口頭指導し、10日後の再調査時には改善確認をした。
山梨県	平成13年度、関係業界と連携して「やまなし青少年社会環境健全化推進会議」を発足し、業界に対し条例等遵守や自主規制の徹底を要請している。また、その事業の一環として年2回巡回キャンペーンを行い、啓発チラシ、啓発シール等を配布し、各店舗（約200店舗）に協力要請を行った。
長野県	県民の理解と協力による住民運動の展開、関係業界の自主規制、行政の啓発努力の3本を基本施策として、県民総ぐるみで対処する取組を推進している。
岐阜県	条例で区分陳列の規定があるので、毎月の立入調査の際に状況を確認し、違反店舗等については随時指導を実施している。
静岡県	立入調査員による立入調査（本県のレンタル店においては区分陳列が徹底している）をし、各店舗にはパンフレットを配布し、条例の遵守を直接依頼した。
三重県	県が任命した立入調査員の立入により、周知徹底させている。
滋賀県	県下697名を立入調査員として指定し、各少年補導センターを拠点とした図書等販売店等に対する立入調査時に、有害図書等の区分陳列の徹底及び青少年が閲覧しないよう必要な措置を講ずるよう要請している。また、7月の青少年の非行問題に取り組む強調月間には、啓発活動を兼ねて県下一斉の実態調査を実施した。
京都府	平成13年7月に実施した一斉立入調査の際に、立入調査員が各店舗に指導・要請等するとともに、同年11月には関係業界団体に対し条例の遵守・徹底について文書等による要請活動を実施している。また、平成14年7月に実施した一斉立入調査の際には平成13年3月に発行した条例のしおり（啓発パンフレット）を調査した全店舗に配布し条例の周知を図るとともに、必要な指導・要請等を実施したところであるが、現在、とりまとめをしている立入調査結果とあわせ改善状況を把握の上、関係業界団体等への要請等今後の対応を検討することとしている。
大阪府	平成14年1月～2月にかけて府内のコンビニ総数の約1/3にあたる800件に対し立入調査を実施し、アダルト系雑誌の陳列方法・販売（18歳以上であるかの確認等）や青少年健全育成条例の認知状況の確認及び条例の周知徹底などを行った。
兵庫県	年2回県下の販売店・レンタル店の実地調査を実施し、区分陳列等について条例を遵守するよう要請している。この他、随時実地調査を行い、条例に抵触する販売状態が見受けられた場合は是正するよう指導している。
奈良県	「青少年の非行問題に取り組む強調月間」中の活動の一環として、県・市（青少年センター）並びに警察等関係機関・団体が合同で、市部において販売店・レンタル店等に対する立入・巡回啓発指導を行った。今年度は実施箇所数75箇所、従事員のべ人数91人であった。なお、町村部については後日実施予定。
和歌山県	毎月指定した有害図書等について、図書名等とともに条例に指定された販売方法について、県下各販売店（1,000店余り）に通知。また、立入調査員による立入を実施し、関係者に対し、販売方法・有害図書の指定について行政指導を実施。
鳥取県	県下の書店、レンタルビデオ店等を巡回して、区分陳列の説明、区分陳列への協力を求めるパトロール活動を実施している。（年3回程度）

島根県	地方機関において警察署と協力し、書店等の立入調査を定期的を実施するとともに、7月と11月の月間にあわせ県内一斉の立入調査を行い、条例の効果的な運用を図ることとしている。
岡山県	青少年保護育成条例に基づき、県職員、県立高校職員、警察職員1,463名を立入調査員に指定し、青少年健全育成強調月間(7月、11月、3月)に合わせ、書店、コンビニ、ビデオ店等に立入調査を実施し、陳列方法、監視体制等有害図書等の取扱いについて、条例が遵守されるよう指導を行っている。
広島県	毎年、7月と11月の強調月間を中心として、書店、コンビニ、ビデオ店等の立入調査を実施し、区分陳列等や青少年へ販売、貸付けをしないことの徹底を要請している。(平成13年度実績 立入件数 970件)
山口県	条例改正により区分陳列を義務化(9月1日施行)することに伴い、図書類販売、貸出業者約500店に対し区分陳列の実施、徹底等について文書で通知した。(平成14年8月)
徳島県	県青少年環境浄化調査員が、県下を定期的に巡回し、区分陳列に違反している者に対して陳列方法の改善等を要請している。
愛媛県	ビデオ、パソコンソフトを含む有害図書類等の区分陳列について、業者等関係機関にチラシを配布し、指導の徹底を図るとともに、随時各店に立入調査を行い、区分陳列等の徹底を要請している。
高知県	毎年11月「全国青少年健全育成強調月間」に併せて、県内の福祉事務所・少年補導育成センターと協力して、各店舗への青少年保護育成条例の周知徹底を図るための啓発活動を実施している。
福岡県	本県条例の規定(有害図書類の陳列規制及び立入調査)に基づき、販売店・レンタル店等に対して区分陳列等に関する立入調査を実施し、その効果的な運用を図っている。また、本県書店商業組合、カラオケボックス協会等関係団体に文書を交付することなどを通じ、個別店舗に対し本県条例趣旨の効果的な徹底を図っている。
佐賀県	市町村民会議関係者が県下一斉にコンビニや書店等を対象として青少年に対する配慮の状況等を点検。また、「青少年サポート協力店」運動として、コンビニ等に青少年に対する配慮を依頼し、ステッカーや広報用チラシを配布。
長崎県	毎月1回、県教育委員会職員が県内の書店、コンビニ等の立入調査を実施。7月、11月に県内一斉の立入調査及び市町村等による環境実態調査を実施。コンビニスーパーバイザーとの合同立入調査を実施し、陳列方法等の徹底を図る。
熊本県	県内補導センター等が活動中にレンタル店等を巡回し、区分陳列や監視容易な位置への配置等の指導を実施している。
大分県	事業者自らが青少年の健全育成に参画寄与する「青少年健全育成宣言事業所」運動を展開し、事業者自身の啓発を図っている。立入調査や補導活動時における指導と協力要請を行っている。
宮崎県	年4回の一斉立入調査を実施し、販売店・レンタル店への立入調査時に、店員等への要請を行っている。また、年に1度、条例に基づく立入調査員を対象に研修会を開催し、資質向上に努めている。
鹿児島県	各店舗には「有害指定の通知」に条例の決まりを記載して注意を喚起しているほか、環境情報誌の発行、県下一斉の立入調査及び青少年育成指導員等による指導を行うことで条例の周知徹底を図っている。
沖縄県	平成13年度の社会環境実態調査において、指定立入調査員をビデオレンタル店等へ派遣し、条例の遵守状況等について調査を実施した。その際、陳列方法や青少年への販売・貸付けしないことの徹底等について、協力要請を行った。

札幌市	平成14年度青少年非行防止全道一斉立入調査期間（平成14年8月1日～31日）に併せ、現在、立入調査を実施中。結果に応じ、その場で協力要請は行うが、応じない場合の勧告・通知等は道が行う。
仙台市	市独自の取組ではないが、各中学校区毎に組織されている地域ぐるみ青少年健全育成協議会において、学区内の環境を調査し各店舗への要請等を行っている例がある。
千葉市	例年、年はじめに販売店、レンタル店、コンビニ店等の実態調査を実施し、区分陳列等の要請、条例の徹底等を図っている。
横浜市	神奈川県青少年保護育成条例に基づき、神奈川県の所管事項として取り組んでいるので市としての取組はなし。
川崎市	青少年に有害な図書等の販売については、川崎市と川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会が連盟で文書により神奈川県青少年保護育成条例の周知徹底を図っている。また、川崎市と同協議会で青少年に有害な図書等の販売に関わる啓発用ステッカーを作成し、関係業界へステッカーの提出を依頼した。
名古屋市	本市においては毎年、青少年の健全育成に様々な影響を与えている現在の社会環境の問題について、地域において有害環境の浄化に取り組んでいる青少年育成団体と関係業界とが、その現状について協議することを目的として「青少年を社会環境に関する懇談会」を開催し、意見交換を行うとともに、関係業界における自主規制の取り組み及び愛知県青少年保護育成条例等の法令の遵守を要請している。
京都市	京都府において行われている立入調査に随行。
大阪市	「府青少年健全育成」条例に基づき、コンビニ店における実態調査・把握に努め、指導する大阪府に随行し、市としても実態把握に努めている。
神戸市	「青少年を守る店」として協力を頂き、防犯ミラーの設置や商品陳列の工夫、青少年への「愛のひと声」など、地域における青少年の健全育成と非行防止とに努めてもらうとともに当制度の拡充を図っている。
広島市	地区青少年指導員が地区内の各店舗を訪問して陳列場所の変更や未成年者への販売禁止等を要請している。
北九州市	福岡県健全育成条例36条に基づき、7月と11月の2回、販売店・レンタル店等に対し立入調査を実施している。
福岡市	県下一斉の立入調査重点期間（毎年7月及び11月）に併せ、本市においてもこの期間に各店舗への立入調査を重点的に行うとともに、青少年の健全育成に関する指導内容の徹底を要請している。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律及び46都道府県等において定められている青少年の保護育成に関する条例に基づく法令違反の取締りについても引き続き徹底すること

都道府県	取組状況
北海道	平成14年7月現在の検挙数(北海道警察) ・風適法違反11件 ・児童買春法違反38件 ・児童ポルノ法違反0件 ・育成条例違反49件
青森県	有害指定図書類等を収納している自動販売機業者に対し、毎月撤去指導をしている。
宮城県	実態調査結果及び警告・指導実態を警察本部に通報し、取締りを要請している。特に、図書類自動販売機における有害図書類収納違反については、積極的に要請している。
秋田県	平成14年6月末現在の法令違反の検挙者は、風適法違反3人、児童買春違反4人、育成条例違反6人(県警調べ)であり、今後も取締りの継続と青少年への健全育成活動を推進することとしている。
山形県	山形県内の平成14年7月末現在の福祉犯の検挙は、18件16人(前年比7件減、5人増)でその内訳は、児童福祉法が1件1人(前年と同数)、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が5件5人(前年比4件減、3人増)、山形県青少年保護条例違反が12件10人(前年比件数同数、4人増)となっている。福祉犯罪は青少年側にも被害者としての意識が薄い場合が多いので、街頭補導活動等による被害に遭うおそれのある少年の早期発見保護活動を推進するなど、福祉犯罪の未然防止活動を推進している。
茨城県	少年の福祉を害する犯罪等各種法令違反に対する取締りの強化(警察本部少年課)。
栃木県	取締り強化月間を設けるなどして取締りを実施し、7月までに児童買春18件、県育成条例違反6件を検挙している。また、県都の歓楽街において、客引き等の取締りを実施し、風適法違反で検挙するなど徹底した取締りを実施している。
群馬県	県職員担当者による購入調査、ブックモニターの立ち寄り調査の結果、把握した違反事案を警察に通報し、検挙活動に反映している。
埼玉県	条例違反に対しては、警察と連携し取締りの徹底を図っている。
千葉県	自動販売機等の立入調査を実施し、有害図書等を収納している自動販売機については、勧告等の行政指導を行うほか、県警と情報交換を行い取締りを実施している。
東京都	平成14年上半期における風適法違反の検挙人員は63人、保護した被害少年は99人で、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の検挙人員は100人、保護した被害少年は172人である。この種の少年の福祉を害する犯罪は、暴力団の存在が顕著であるほか、悪質な風俗的営業者等による年少者使用事犯等も後を絶たない。また、最近では出会い系サイトを利用した児童買春事犯など、インターネットをはじめとするコンピュータ・ネットワークの発展が一部青少年に有害な影響を与えている。このような情勢を踏まえ、引き続き関係法令等を適用した積極的な取締りを推進し、これら犯罪に関わる被害少年の早期救出に努めていく。

神奈川県	平成14年に入り、出会い系サイトに絡む児童買春事犯が前年に比べ7倍と激増(上半期)しており、県警は警戒を強めている。8月に入り、6日には同サイトを利用して女子中学生にみだらな行為をしたとして経済新聞関連の会社副社長を、7日には同様少年漫画の人気漫画家を児童買春・児童ポルノ禁止法違反容疑で逮捕している等、取締りにも努めている。
新潟県	テレクラ・出会い系サイト利用の児童売春・児童ポルノ違反事件、新潟県青少年健全育成条例違反など、少年の性を食い物にした事件を重点に取締りを強化し、被害少年の早期救出、保護に努めている。
富山県	本県においては、有害図書等の指定に関して、月2回の随時調査を実施しており、自動販売機による有害玩具等の収納・販売についての監視を強化している。その中で、平成10年には自動販売機に有害玩具を収納していたとして、業者を検挙している。
石川県	少年の心身に有害な影響を与え、また、少年の非行を助長する原因ともなる、児童買春・児童ポルノ事犯等を中心とした福祉犯の取締りを推進するとともに、その被害を受けている少年の発見・保護に努めている。
福井県	平成14年4月、出会い系サイトで女子高校生と知り合い、みだらな行為を行った容疑で、町立病院医師31歳を逮捕した。
山梨県	引き続き徹底している。
長野県	県民の理解と協力による住民運動の展開、関係業界の自主規制、行政の啓発努力の3本を基本施策として、県民総ぐるみで対処する取組を推進している。
岐阜県	法令違反に対しては、適正な対応を行っている。
静岡県	図書類の自動販売機の買い取り調査を実施した。内容検分の後、業者指導により撤去に至った。
愛知県	青少年保護育成条例の改正。
三重県	週1回のペースで書店・図書類等の自動販売機の立入りを実施し、法令違反の発見に努めている。
滋賀県	平成14年上半期において、風適法違反2件3名、児童買春・児童ポルノ法違反8件6名を検挙している。また、図書等自動販売機業者等に対する滋賀県青少年の健全育成に関する条例の遵守事項等について、行政指導を継続して実施している。
京都府	14年1月から6月末までの検挙実績では、風適法違反によるもので16件、児童買春・児童ポルノ法違反によるもので18件、青少年の保護育成に関する条例違反によるもので2件となっている。最近では、出会い系サイト等ネットを利用した児童買春事件が増加の傾向にあり、さらに取締り強化を図っていきたい。
大阪府	風適法、児童買春・児童ポルノ法及び大阪府青少年健全育成条例に違反する事案の検挙に努めている。
兵庫県	法令違反事案については、県警と連携を図りながら少年の福祉を害する犯罪として、従来に引き続き県警による取締り、検挙を徹底している。
奈良県	少年相談及び街頭補導活動を強化し、不良行為少年、家出少年、福祉犯被害少年の発見及びその立ち直り支援を図るとともに、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを徹底し、7月末現在で、携帯電話等の出会い系サイトを利用した児童買春並びに児童ポルノ製造・販売事件6件5名を検挙した。また、奈良県青少年の健全育成条例の「みだらな性行為」、「深夜外出制限違反」で5件3名を検挙している他、未成年者に酒類を提供した風俗営業店及び店長を風適法違反で検挙している。

和歌山県	平成13年10月以降、青少年健全育成条例違反（いん行検挙6件、わいせつ行為検挙2件、青少年に対する薬物使用1件）検挙9件、児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春5件、児童ポルノ製造1件）6件検挙、児童福祉法違反（いん行）1件検挙、毒物及び劇物取締法違反（青少年に対するシンナーの密売）1件、合計17件を検挙し、現在も青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めている。
島根県	平成14年7月末の検挙件数は、児童ポルノ禁止法違反が5件4名、健全育成条例違反が11件11名であり、今後も県警及び関係機関と緊密に連携を図りつつ対応していくこととしている。
岡山県	携帯電話機の出会い系サイトを利用した悪質な児童買春（援助交際）事件が多発しているため、県警において取締りを行うとともに、新聞、チラシ、リーフレット等で広報活動を行っている。
広島県	自動販売機への有害図書類の収納違反、淫行、深夜に青少年を連れ出す行為を中心に、条例違反について警察による検挙が行われている。
山口県	平成14年2月に条例違反の告発を1件実施した（通算24案件目）。また、条例改正施行日（9月1日）以後、行政処分の実施を中心にさらに取組を強化するよう準備中。
徳島県	県警において青少年に有害な広告物、文書について撤去指導している。（平成13年度検挙件数 児童買春、青保条例、児童福祉法違反 計13件）
愛媛県	関係機関と様々な機会に情報交換を行うなど連携を図り、対応している。
高知県	県警本部では、平成14年8月21日から9月20日まで、福祉犯捜査及び家出少年の発見保護活動の強化月間として、少年を取り巻く社会環境浄化の推進とともに、福祉犯の取締り強化に取り組むこととしている。
福岡県	本県警察が、図書类等自動販売機の設置業者に対し、屋根及び囲いのある自動販売機設置場所を「店舗」とみなし、風適法違反（禁止区域内営業）として摘発を行い、取締りの徹底を図っている。
長崎県	青少年班への警察職員の派遣設置など県警察との連携協力体制づくり。
熊本県	図書等自動販売機への有害図書収納違反について、警察等と協力して取締りを推進している。
大分県	県警との連携を図り、県青少年保護条例の効果的運用に努めている。また、市町村教育委員会や学校等の教育現場との連携強化を図るとともに、情勢把握に努め、県警による事件化推進を支援している。
宮崎県	県内7ブロックにそれぞれ青少年指導員を配置し、地域に密着した活動を通して、条例違反等の案件に係る情報を収集し、条例に基づき適切に対処している。
鹿児島県	違反業者に対しては、文書による行政指導を行う一方、県警本部で年間数回の摘発を行っている。
沖縄県	テレクラ等利用による児童売春等を防止するため、関係機関団体と連携し、大人向けのポスター、ラジオ、テレビ広報をするほか、テレクラ業者、ホテル業者等に対する指導、協力要請を行い、県警においては取締りを強化し、平成13年中は風適法違反25件24名、青少年保護育成条例違反36件34名、児童ポルノ法違反で37件19名を検挙している。
仙台市	青少年指導員の街頭指導により、青少年の保護・指導を行っている。
千葉市	7月に屋外広告物条例の改正があり、よりよい環境作りのための活動を実施している。
横浜市	神奈川県青少年保護育成条例に基づき、神奈川県在所管事項として取り組んでいるので市としての取組はなし。

川崎市	会議等を通じ、青少年関係団体に法律、神奈川県青少年保護育成条例の周知を図っている。
名古屋市	本市においては毎年、青少年の健全育成に様々な影響を与えている現在の社会環境の問題について、地域において有害環境の浄化に取り組んでいる青少年育成団体と関係業界とが、その現状について協議することを目的として「青少年を社会環境に関する懇談会」を開催し、意見交換を行うとともに、関係業界における自主規制の取り組み及び愛知県青少年保護育成条例等の法令の遵守を要請している。
京都市	京都府青少年健全育成審議会に委員として参画。
北九州市	福岡県健全育成条例第36条に基づき、7月と11月の2回、テレホンクラブ等に対し立入調査を実施している。
福岡市	(福岡県警や福岡県など関係機関との情報交換を図りながら、現況の把握などに努めている。)



#### (4) 住民等による各種環境浄化活動をより一層推進すること

都道府県	取組状況
北海道	平成14年7月に、例年どおり「青少年の非行防止道民総ぐるみ運動強化月間」を設けて、環境浄化のための各種啓発活動を実施した。特に本年は当該月間に併せて、「非行防止全国大会北海道大会」を1,500名以上の参加者を得て開催した。
岩手県	環境浄化モニター(95名)を委嘱し、毎月1回、県に有害環境報告をすることにしており、住民等による各種環境浄化活動として実施している。地域内での環境点検を実施している。環境浄化を図るための自主規制の協力申し入れをしている。チラシ等を配布しての街頭啓発活動を実施している。市町村の広報誌等の活用による地域住民の意識啓発活動を実施している。
宮城県	現在6地区において、住民及びPTA等による図書類自動販売機の撤去運動が推進されているが、これまで各市町村、関係団体が一体となった撤去運動が功を奏していることから、市町村等と一体となった運動について指導している。
秋田県	青少年健全育成県民会議、条例対象業者、町内自治会、自治体等を交えた「社会環境浄化懇談会」を年3回開催している。また、知事が任命する特別非常勤職員により、立入調査、地域内の情報収集等の環境浄化の啓発活動等を行っている。
山形県	本県では、青少年育成推進員及び青少年補導(指導・育成)委員並びに青少年育成モニターを地域における青少年育成の推進役と位置付け、今後も街頭指導活動や青少年を取り巻く環境の各種浄化活動等、地域に密着した各種活動を継続的に推進することとしている。
茨城県	少年警察ボランティア等との協働による捨て看板、チラシ等の撤去、電話ボックスのピンクチラシの回収等の少年に悪影響を与える有害環境の浄化活動の推進(警察本部少年課)。青少年を取り巻く社会環境県下一斉実態調査の実施として、県内で営業しているコンビニ、ビデオレンタル店、書店、カラオケ店等が「茨城県青少年のための環境整備条例」に基づいて営業しているか、青少年相談員をはじめとした育成者による調査を行うとともに、啓発用品配布による条例の周知を行った(女性青少年課)。
栃木県	7月中、全県的に地域の環境点検活動を実施した。県都の歓楽街の環境浄化のため、市民を巻き込み地元警察と一体となったパトロールを実施し、駐車違反、客引き等に対する指導、取締りを実施している。
群馬県	群馬県青少年育成推進会議の平成14年度の活動として、有害図書類追放の啓発用チラシを作成し、有害図書类等自動販売機追放のための「3ない運動」をあらためて展開することを推進中。
埼玉県	約1,600名の青少年育成推進員を委嘱し、地域の中で有害図書等の環境浄化活動を推進している。
千葉県	県内各地域において、関係機関・団体の出席のもと非行防止地区会議を開催し、青少年を取り巻く地域社会環境についての認識を深めるとともに、青少年の非行防止と保護のための諸対策について討議し、有害環境浄化に対する意識の醸成を図った。

東京都	区市町村で地区委員を委嘱（区市町村により任命方法は異なる。）し、地域ごとに青少年健全育成キャンペーン活動を実施している。この際、都は区市町村と共催で環境改善等に取り組んでいる。警視庁では例年、都内の3警察署を「少年を守る環境浄化重点地区」に指定し、地域住民等とともに有害環境浄化に向けた街頭キャンペーン等の各種活動を実施している。さらに、各警察署において、地域住民や少年警察ボランティア等とともに、不健全図書類を販売している書店・コンビニ等に対する販売自粛や区分陳列要請、自動販売機の撤去要請等を実施しているほか、NTT、東京電力、JR等関係機関との連携による有害広告物の撤去活動など、有害情報等の抑止対策を実施している。引き続き、地域住民と連携した有害環境浄化対策を積極的に推進していく。
神奈川県	NTT東日本神奈川支店、東京電力神奈川支店、PTA協議会等を構成員とする「かながわ青少年社会環境健全化推進協議会」を中心として違法広告物除去等を推進している。
新潟県	少年を取り巻く社会環境を浄化する必要のある住宅街と歓楽街等の接する警察署別の2地区を指定し、地域住民の推進委員で構成する環境浄化重点地区活動推進協議会を設置して、効果的な浄化活動に努めている。
富山県	14年4月から富山県青少年育成県民運動推進指導員（293名）を有害環境モニターに委嘱し、同指導員の活動地域内における有害環境についての調査活動を展開している。さらに7・8月の青少年の非行問題に取り組む運動期間中に、有害環境浄化活動として県内各地で「捨て看板」「ピンク看板」の撤去活動が展開されている。
石川県	「青少年と社会環境」を考えるシンポジウムを開催し、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動や非行防止、健全育成活動について考え、今後の取組の一層の推進、強化を図った。日時：平成14年2月24日（日）13：00～16：30 場所：県地場産業振興センター 内容：講演 群馬大学社会情報学部大学院研究科教授 下田博次 テーマ 「大人として子どもたちのインターネット（携帯電話）利用にもっと関心を持とう」 パネルディスカッション 環境浄化の必要性の高い地域1箇所を「少年を守る環境浄化重点地区」に指定し、有害広告物、少年のたまり場等の浄化運動を推進している。
福井県	平成14年7月、少年警察協助力員を含む民間ボランティアが、県都福井市内の繁華街において、いわゆるピンクピラ、ピンクチラシ等の有害広告物の撤去活動を実施した。
山梨県	（社）青少年育成山梨県民会議と連携しながら、各市町村単位で地域環境点検や、青少年健全育成巡回活動、有害図書類自動販売機撤去・設置防止運動等を行っている。
長野県	「青少年に有害な社会環境排除県民運動」により、市町村、青少年関係団体、業界、ボランティア等と連携を図り、青少年のためのよりよい社会環境づくりを県民総ぐるみで展開しており、強化月間を7、11、2月としている。推進事項として、有害環境排除県民運動推進会議の開催、有害環境チェック活動の推進、自主規制の実践、有害自動販売機NO運動の推進。
岐阜県	（社）岐阜県青少年育成県民会議、各市町村民会議を中心に、社会環境浄化活動の一環として、有害図書類自動販売機の撤去に向けた「水際作戦」を推進している。（1）土地を売らないこと。土地を貸さないこと。（2）すぐには契約しないこと。家族と相談すること。（3）どうしても「貸したい」ときは、契約書の次の解約事項を必ず付けること。自動販売機にピンク物は入れない。売らない。一度でも立入調査で指導を受けたら解約できる。即時解約できる。違反金規定を設ける。（4）管理者にならないこと。
静岡県	図書類の自動販売機設置に対する住民の反対運動に連動した買い取り業者指導に取り組んでいる。補導センター等の研修会での講演により、環境浄化の気運を高めている。

愛知県	各地域にある少年補導センターで積極的に環境浄化活動を行っている。
三重県	一部の市は青少年育成ボランティアが、自動販売機設置場所提供者に協力を求め、有害図書収納自動販売機撤去活動を推進している。県にあっては、撤去活動の事例を紹介して、他市町村への波及を期待している。
滋賀県	滋賀県青少年育成県民会議及び各市町村民会議並びに有害図書等自動販売機が設置している自治会等が連携して、土地所有者及び管理者との話し合いや啓発活動等の積極的な撤去運動を実施している。また、有害図書等自動販売機以外の各種環境浄化についても、各市町村域において、地域の実情に即応した環境浄化活動を推進している。
京都府	社会環境浄化活動を積極的かつ継続的に推進している青少年育成団体等において、主導的な役割を果たしている方の中から、地域の社会環境浄化の促進に積極的に取り組んでいる方（府内409名）を社会環境浄化推進員として委嘱し、担当区域における社会環境状況の調査及び報告、府が行う青少年健全育成施策に対する協力や提言等を行っていただいている。また、このほか社会環境浄化推進員が中心となって集合住宅の郵便受けに投函されるピンクピラお断り運動の実施や、一部の地域では図書類自動販売機等の撤去運動等に積極的に取り組んでいる。
大阪府	平成14年7月の暴走族追放・少年非行防止強調月間において、青少年育成団体の協力を得て、啓発物品の配布による街頭啓発の実施や暴走族追放・少年非行防止大阪府民大会の開催を行った。
兵庫県	年2回の実地調査時において、地域の青少年補導委員等青少年育成関係者と連携を図りながら各種環境浄化活動を推進しているほか、各小学校区毎に青少年愛護活動推進協力員（住民ボランティア）を委嘱し、地域ぐるみの環境浄化活動を推進している。
奈良県	「青少年の非行問題に取り組む強調月間」中の活動の一環として、街頭啓発活動を行い、近年の青少年の非行や問題行動、さらには青少年を取り巻く環境について考え、県民の非行防止意識のより一層の高揚を図った。
和歌山県	青少年の非行や事故防止の県民総ぐるみの運動の一環として、特に7月・8月を「夏の子どもをまもる運動」期間と定め実施している。その中で「地域ぐるみによる低俗な出版物・広告物、興行及び有害図書自動販売機等有害環境に対する点検・監視と追放活動」を推進している。
鳥取県	県民会議を通じて、効果のあった市町村の環境浄化活動の事例紹介を行い、住民への意識啓発に資するとともに、パトロール活動に住民の参加を得て実態把握と浄化活動推進の一助としている。
島根県	市町村民会議が実施する、青少年が安心して伸び伸び育つ環境の整備と、環境浄化活動として効果的な創意工夫ある取組みを支援するとともに、「健全育成地域環境整備促進事業」を通じて環境浄化活動を積極的に推進している。
岡山県	県青少年育成県民会議の地区推進指導員、市町村推進指導員、市町村推進員が関係機関と連携して、青少年の出入りの多いコンビニや量販店、ゲームセンター等の巡回活動を行っている。
広島県	有害図書類等が収納されていると思われる自動販売機が、ここ数年、県内で増加傾向にあるため、（社）青少年育成広島県民会議が主唱する有害図書類自動販売機撤去運動に対する支援を行っている。
山口県	山口県青少年育成県民会議で、環境浄化の啓発チラシを配布した（平成14年8月 16万部）。また、図書類自動販売機の業者及び地権者に対し、住民等による申入れを実施した。

徳島県	家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携し、一体となって非行から青少年を守るという気運を醸成するとともに、広く県民の非行に対する理解と認識を深め、地域に密着したきめ細やかな青少年の非行防止・健全育成を図る目的で、毎年「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動を実施し、その中で環境浄化を推進している。
香川県	最近ではないが、平成13年度まで、県下の一般の方に環境浄化モニターとして様々な意見を出してもらい、これからの青少年行政に役立てている。
愛媛県	7月を「青少年の非行問題に取り組む強調月間」、また、11月を「青少年健全育成強調月間」と定め、広く県下全域で県民各層への啓発を行うとともに、機運の高揚を図っている。
高知県	有害図書類等自動販売機について、各市町村域の少年補導員連絡協議会などが、土地の提供者及び業者に対して撤去の要請を行う場合には、県としても業者に対し協力的対応を求めることで、環境浄化活動の推進を図っている。
福岡県	「福岡県非行防止大会」及び「福岡県民の集い」などの関係大会において、本県条例のリーフレットを配布することにより、条例の趣旨を県民に広く啓発し、住民等による各種環境浄化活動を推進している。（参考：近年、住民による図書類等自動販売機の撤去運動の結果、業者が自動販売機を撤去した事例がある）
長崎県	子どもたちの心の根っこを育むために大人（社会）のあり方を見直すための県民運動「ココロねっこ運動」を県下全域に展開し、有害環境浄化の推進を図る。特に、PTA連合会、健全育成地区組織の活発な取組みが図られている。
熊本県	平成14年度は「くまもと青少年プラン」の集中プログラム地域に新たに荒尾市を指定し、事業の中に住民等による各種環境浄化活動を組み込んで実施している。なお、平成13年度～平成14年度は西合志所を選定し、環境浄化活動を展開中である。
大分県	大分県青少年育成県民会議及び各市町村民会議の活動に対する支援を行っている。また、青少年の有害環境調査を行う緊急雇用創出社会環境点検モニター事業を運用している。
宮崎県	青少年指導員の活動により、地域住民へ啓発用チラシを配布し、普及啓発に努めている。
鹿児島県	図書自動販売機の撤去に向けた動きが地元から起こるなど、次第に意識が高まっている。引き続き、県、各出先事務所で発行する情報誌、パンフレット等で地域住民に対して啓蒙周知を図っていきたい。
沖縄県	平成14年度夏の青少年育成県民運動（平成14年7月1日～8月31日）において、有害図書等青少年にとって有害な環境を浄化することを運動の重点目標とし、県民総ぐるみの運動を展開している。
札幌市	「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動」の一環として、1 地区パトロールの実施、2 「青少年を見守る店」の登録啓発・活動目的の周知、3 青少年に有害な図書自動販売機排除運動 の推進を図るとともに、クリーン薄野特別運動に参加。（パレード等）
仙台市	市ピンクチラシ等撲滅推進協議会が市中心部におけるピンクチラシの除去活動を行っている。また、各区、地域においては社会を明るくする運動実施委員会が中心となり、有害なチラシ・ポスター・看板等の除去等の浄化活動を行っている。
千葉市	毎年10月第一土曜日を青少年育成環境浄化デーと位置付け、中央会場、地域会場にわかれ、全市的に環境浄化に取り組んでいる。また、日常的にも補導員等による環境浄化に取り組んでいる。

横浜市	<p>(1) 関係機関・団体との連携 ア「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」の取組 関係機関・団体、地域組織、民間企業等相互の連携のもと展開されている県民運動に、推進会議の一員として会議及び活動に参加。 ・社会環境健全化推進街頭キャンペーン 7・11月 啓発物品の配布、大会等 イ少年保護育成関係団体への支援 有害環境の浄化、非行防止活動に取組む少年団体の支援。 ・少年保護育成連絡会（街頭補導、実態把握調査、広報啓発活動） ・市保護司会協議会（犯罪予防活動、社会を明るくする運動の推進、未だ集会の開催） ・神奈川少年友の会（補導少年の福祉更生、広報活動） ウ青少年指導員の委嘱</p> <p>自治会、町内会を推薦母体として、区長が推薦した青少年指導員（約2,700人）を市長が委嘱し、地域ぐるみで青少年健全育成を推進。 ・各地区で地球環境の巡回・点検を行う全市一斉パトロール、社会環境推進キャンペーン、研修会等 (2) 区単位での取組 各区青少年指導員連絡協議会組織を中心に、子供会、自治会・町内会、民生委員・児童委員等により地域の実情に応じた地域ぐるみの活動を展開。 ・啓発（横断幕、ポスターの提出、広報物の配布） ・愛のパトロール、街頭指導 ・社会環境実態調査（ビデオレンタル店、カラオケボックス、コンビニ等） ・講演会、懇談会、研修会の開催 ・各種教室・スポーツ大会の開催</p>
川崎市	各青少年団体等を通じ、随時啓発活動、パトロール等行っている。7月の青少年の非行問題に取組む全国強調月間では、市内各地で社会環境健全化キャンペーンや市役所、各区役所等で広報用立看板、懸垂幕を掲出した。
名古屋市	「青少年と社会環境に関する懇談会」の場において策定された、関係業界団体との「申し合わせ」事項をPTAのパトロール活動等の機会をとらえ、地域の関係業界に配布している。
京都市	「社会を明るくする運動」に協力・参加、「少年を明るく育てる京都大会」など京都市少年補導委員会の取組みに協力・参加。
大阪市	大阪市青少年指導員における「指導ルーム」などにおいて、夜間環視を実施するなど環境浄化を推進している。
神戸市	地域環境の総点検を行い、結果を「青少年環境カルテ」としてまとめ、必要に応じ関係機関へ意見等を踏まえ提出している。
広島市	広島市内132小学校区内において、青少年指導員が月2回以上、1回につき概ね2時間程度環境浄化及び点検活動を実施している。
北九州市	主に中学校区で地域会議（市内75箇所）を設置し、青少年の非行防止活動を行っている。また、少年補導委員160名を委嘱し、有害環境の浄化や補導活動を行っている。
福岡市	青少年の健全な育成を目的に、小学校区毎に地域住民により組織される「青少年育成連合会」に対し、「地域指導者の手引」を作成し、啓発に努めた。

( 5 ) その他

都道府県	取 組 状 況
北海道	有害図書類を収納した図書類自動販売機の設置台数が増加しているため、調査や指導を強化している。
秋田県	秋田県青少年環境浄化審議会において、各地方に出向し「青少年の健全育成と環境浄化に関する懇談会」を開催している。
茨城県	テレホンクラブ・出会い系サイト等匿名性の高い出会いの場を提供する営業を利用した犯罪から少年を守るための対策の推進（警察本部少年課）。
栃木県	栃木県青少年健全育成審議会を開催し、青少年に有害な雑誌、コミック誌、CD-ROM付き雑誌の他、犯罪を誘発し又は助長するおそれのある書籍などを有害指定している。また、関係する業界の代表と行政等による「青少年のための良い環境づくり懇談会」を開催し、各業界の自主規制の遵守、環境改善に向けた取組み強化等を確認している。
群馬県	平成14年度の県の事業として、携帯電話、インターネット等の有害環境から青少年を守るための「子どもセーフネット事業」を推進中。事業の概要は、大人への啓発として、NPOと連携し、保護者や教師等の大人がインターネットや携帯電話の有害情報・危険サイトから子どもを守るための知識等を学ぶセミナーの開催、テキスト作りのための資金補助を推進し、また、青少年への啓発として、携帯電話やインターネット等の新しいメディアの正しい接し方を学ぶための青少年参加型のラジオ番組を、NPO、ラジオ局と共同で作成、平成14年4月から放送中。
千葉県	県に支店を置く日本たばこ主催による未青年者喫煙防止協議会に出席し、意見交換を行うことにより、青少年の喫煙防止のための環境づくりに努めている。
東京都	平成14年3月の第24期東京都青少年問題協議会答申「メディア社会の進展と青少年施策のあり方」の中で、メディア・リテラシー育成のための実践プロジェクトの実施や有害な情報への対策の強化について、提言があった。これを受けて、ビデオ自動販売機業界への自主規制強化を要請するとともに、今後、メディア・リテラシー育成のための教材制作やインターネット上の有害な情報に対する関係業界への要請など、具体的な取組みを行っていく。また、7都県市青少年行政主管課長会議では、平成12年度から首都圏の7都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市）において、各自治体の枠を超えて、青少年の健全育成の共通する課題への対応について検討し、共同事業を実施している。今年度は、健全育成部会において、インターネット及び携帯電話の情報に対して、青少年の健全育成の視点で有害とされるものについて、関係業界への有効な働きかけに向けた検討を行っている。
愛知県	非行防止など、各種キャンペーンの実施。

大阪府	平成13年10月、社団法人日本雑誌広告協会に対し、少年が購読する雑誌等へのテレホンクラブ、出会い系サイトの広告自粛について要請した。平成13年10月及び12月、大阪府警察本部において、「出会い系サイト」運営管理者に対する個別指導を行うため、府内のインターネット・サービス・プロバイダが契約しているサイト運営管理者に関する情報提供を要請した。平成13年10月、テレホンクラブ業者等に対し、少年非行や犯罪被害を助長するおそれのあるメッセージの削除及び広報、宣伝の自粛等について要請した。平成13年12月、テレホンクラブや「出会い系サイト」の危険性を周知するための啓発リーフレットを作成し、配布した。平成14年3月、大阪府小売酒販組合連合会、関西たばこ商業協同組合連合会他6団体に対し、未成年者の飲酒・喫煙防止対策の強化について協力を要請した。平成14年7月、青少年を取り巻く情報環境の変化に対応するため、大阪府青少年問題協議会に「時代の変化に対応した青少年育成環境の整備」について諮問し、現在、その下に設置した青少年育成環境問題特別委員会において審議を進めている。
奈良県	青少年を取り巻く環境の浄化を図るため、図書類自動販売機設置業者と行政・警察等との懇談会を実施し、自主規制の徹底を依頼するとともに、意見交換を行った。
鳥取県	平成13年12月に鳥取県青少年健全育成条例を改正し、「インターネットを利用した情報提供の自主規制」を、情報提供者、接続サービス提供者（プロバイダー）、接続端末販売者に求める条文を盛り込んだ。
香川県	最近ではないが、平成13年度、県下の企業等の参加により、青少年の環境浄化についての協議をする会を開催した。今年度も開催する予定である。
長崎県	ココロねっこ運動の定着化を図るため各地区推進大会を開催。
熊本県	有害図書等の収納違反を認知した場合には、当該自動販売機に対する知事の撤去命令ができるよう条例改正作業を進めている。
仙台市	青少年を取り巻く状況や健全な育成環境づくり等に関する出前講座を実施し、育成環境の整備等について地域住民の認識を深めるとともに、地域ぐるみによる非行防止、青少年育成活動を促進している。
横浜市	(1)市の取組 市民公開市民シンポジウムの開催 平成11年度 「子どもの夢を育むために」(平成12年3月24日) 平成12年度 「青少年と家族」(平成13年2月10日) 平成13年度 「私たちひとりひとりができること～第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議・横浜市フォローアップ事業」(平成14年3月16日) (2)広域的な取組 ア青少年行政の推進を図るため、7都県市が共同して広域的に課題に取り組む。 ・平成13年度 共同啓発ポスターの作成 ・平成14年度ポスター、講演会等の共同作業を展開(予定) イ主催者会議での情報・意見交換 ・都道府県・政令指定都市、大都市、関東甲信越静地区、県都市などの青少年主管者会議等で情報・意見交換。
大阪市	府警、府などと連名で、テレホンクラブ等業者、出会い系サイト運営管理者に対して、青少年の健全な育成に配慮した運営を依頼。また、日本雑誌広告協会に対して、少年の健全な成長を阻害する行為を誘発、助長する営業等に関する広告掲載への配慮を求めた。
神戸市	神戸市と主に神戸市青少年問題協議会が連携し、推進している。
広島市	条例設置の「広島市青少年問題協議会」において、「電子メディアと青少年の関係を健全なものにすることについて」をテーマに調査・検討を行い、報告書「電子メディアと広島の子どもたち」を現在とりまとめている。

### 3 関係業界団体の取組状況

団体名	取 組 状 況
日本放送協会	<p>1 テレビジョン放送</p> <p>日本放送協会及び(社)日本民間放送連盟では「青少年と放送に関する専門家会合取りまとめ」(郵政省、日本放送協会、(社)日本民間放送連盟、平成11年6月16日)等を受け、それぞれ以下の～の取組を行うことを決定し、実施している。</p> <p>青少年向けの放送番組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが抱える悩みや問題に真正面から取り組み、繊細な感性を持つ青少年に夢と感動を与え、心を豊かにしていく番組を積極的に編成し、さらなる充実を図る。(平成14年度は、公立小中学校の完全週5日制に対応し、教育テレビの土曜午前を子どもたちに向けた番組の時間帯として刷新し、総合テレビでは、子どもの成長する姿を長期取材で記録し、生命の尊厳を考える大型企画シリーズを編成した。今年で3年目を迎える「NHK教育フェア」では、次世代を担う子どもたちの未来について考えるイベントを開催するとともに、特集番組を集中的に編成、放送する。)</li> <li>放送番組の学校等での有効活用に資するため、教育テレビの深夜の放送時間を延長し、「学校放送番組を集中編成するゾーン」を設置している。</li> <li>当協会と(社)日本民間放送連名は、青少年とテレビのかかわりを考える特集番組を年2回(日本放送協会と民放が1本ずつ)制作し、本放送は政策局で、再放送は相手局で行う。(平成13年11月「コマーシャル政策に挑戦!～つくってわかったメディアのしくみ～」(NHK政策)、平成14年5月「テレビの鉄人になろう!～つくるとわかる『TVの気持ち』～」(フジテレビ製作)を放送。秋(NHK政策)15年春(テレビ朝日政策)各放送予定)。</li> </ul> <p>メディア・リテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メディアを学び、送り手と受けての関係を理解するために役立つ番組や海外のメディア・リテラシー活動に関する番組を放送する。(メディア・リテラシーを学ぶ「しらべてまとめて伝えよう」(小学校中学年向け)「体験!メディアのABC」(小学校高学年向け)を14年度も継続するとともに、「教育フォーカス」や特集番組でメディア・リテラシー活動を扱っている)</li> <li>学校向けビデオの貸し出し、番組制作体験の場の提供を実施する。(ビデオ「おじゃる丸放送局に行く」の貸し出し、社会科副教材用「NHKジュニア・ブック」の配布、番組制作体験「キミが主役だ!NHK放送体験クラブ」の全国放送局での実施)</li> </ul> <p>青少年と放送に関する調査等の推進</p>



・ テレビが子どもに与える影響等、子ども、青少年とメディアの関係について今後とも継続的に調査研究をする。(メディアと子どもの成長の関係を、様々な専門分野から長期間にわたって調査研究するため、国内や海外の研究者と共同で「子どもに良い放送」プロジェクトを設置、フォローアップ調査の研究成果を放送に生かしていく。この研究を始めるにあたって「国際シンポジウム・子どもが育つ情報社会をめざして」を平成14年2月に開催した。)

・ 大学や専門調査機関等における、青少年へのメディアの影響調査等の実施について協力する。(「青少年委員会」が実施する「青少年へのメディアの影響調査」に協力。)

#### 第三者機関の活用

・ 当協会と(社)日本民間放送連盟は、放送事業者の自主的な機関として、放送番組向上協議会の中に、視聴者と放送事業者を結ぶ回路としての役割を果たすことを目指す「放送と青少年に関する委員会」を新設した。委員会は、視聴者からの声に基づく放送局との意見交換、青少年が参加するフォーラムの開催、青少年へのテレビメディアの影響調査等を実施している。

#### 放送時間帯の配慮

・ 青少年が見やすい時間帯を意識し、積極的に青少年向けの良質な番組を編成する。(14年度、教育テレビでは土曜午前の時間帯と土日の夜間を大幅に刷新し、青少年向けの番組を編成した。)

#### 番組に関する情報提供の充実

・ 広報番組を活用して、番組内容に関する情報を事前に提供する。(「土曜スタジオパーク」「テレマップ」「NHKプレマップ」「E TVガイド」により番組情報を広く周知、広報している。)

・ 新聞、週刊誌、テレビ専門誌等を積極的に活用するとともにインターネット等で、番組情報の提供を充実する。

(社)日本民間放送連盟

民放連は平成11年6月の理事会で、6項目の「青少年と放送」問題への対応を決めた。この対応策の現在までの進捗状況は以下のとおり。

#### 青少年向けの放送番組の充実

(1)「少なくとも週3時間の放送」について、放送番組調査会見解の「青少年の知識や理解力を高め、情操を豊かにする番組を各放送事業者は少なくとも週3時間放送する」について、民放各テレビ局がそれぞれの特色を生かして独自に実施する。平成11年10月までに実施することとし、どの番組が該当するかを各局で発表する。A)民放連加盟の全テレビ局がそれぞれ春・秋の改編期ごとに決定し、発表している。B)このほか、「日テレ式フォーラム」の開催と放送(日本テレビ)、10代の本音主張ドキュメント「大人よ黙って聞け」の放送(TBS)、若い視聴者と番組制作社との直接対話イベント放送(フジテレビ)、「子ども番審」の開催と放送(読売テレビ)など、青少年や保護者との対話及び番組化が恒例化している。

(2) 民放連・NHK共同企画について、民放テレビ各系列とNHKの輪番により、青少年向けの(あるいは青少年について考える)シリーズ番組を放送する。年間2本とし、1本はNHK、もう1本を年ごとに民放5系列の輪番で制作・放送し、相互に再放送を行う。青少年とテレビのかかわりを考える特集番組として、年2回(NHKと民放が1本ずつ)政策し、本放送は政策局で再放送は相手局で行う。『テレビは子供とどう向き合っているか』(NHK制作)-海外の子ども番組と放送局の制作姿勢を紹介、子供番組の在り方を探った教養番組。<平成11年12月NHK教育テレビで放送、平成13年1月日本テレビ系列で再放送> 『テレビのふしぎ大図鑑』(日本テレビ制作)-中学生5人組が番組制作の現場を訪ね、疑問を解き明かしながらテレビに対する理解を深めるメディアリテラシー番組。<平成12年6月日本テレビ系列で放送、平成12年7月NHKテレビ教育テレビで再放送> 『私もテレビに出てみたい~中學生日記・600人オーディション~』-毎年多くの中学生が出演を望む「中學生日記」。子どもたちにとって、テレビに出ることはどんな意味を持つのかを探る番組。(NHK制作)<平成13年2月12日NHK教育テレビで放送、平成13年3月TBS系列で再放送> 『全国発!テレビ観察子どもプロジェクト 21世紀のテレビはこうなってほしい!!』-高知市立旭東小学校の「テレビ観察」授業を取り上げ、子どもがどのように情報を読み解く能力(メディアリテラシー)を身につけていくかを伝える、教育の最前線を紹介する番組。(TBS制作)<平成13年4月から5月TBS系列で放送、平成13年5月26日NHK教育テレビで再放送> 『コマーシャル制作に挑戦!~つくってわかったメディアのしくみ~』-岩手県宮古市立高浜小学校の児童15人が、3チームに分かれて「わが町・宮古のいいところ」をテーマにCMを競作。CM作りを通じて、メディアのしくみを学んでいく。(NHK制作)<平成13年11月17日NHK教育テレビで放送、平成14年12月フジテレビ系列で再放送> 『テレビの鉄人になるう!~つくるとわかる「TVの気持ち」~』-中学生に「視聴率の取材や「学校対抗ビデオコンテスト」での番組制作を通じて、「番組の作り手の意図」を理解してもらい、テレビの味がわかる「テレビ・グルメ」になってもらう番組。(フジテレビ制作)<平成14年5月からフジテレビ系列で放送、平成14年6月15日NHK教育テレビで再放送> 平成14年秋から平成15年春にかけては、NHKとテレビ朝日系列で実施する。

#### メディア・リテラシーの向上

「テレビをはじめとするメディアのもつ特性を把握し、内容を的確に理解する能力と自立した判断力を身につける」取り組みに、放送事業者として協力する。具体的には、視聴者側で教材として使える番組を民放連で制作し、各局から放送する。

・ 民放連制作・著作の「てれびキッズ探偵団~テレビとの上手なつきあい方~」を平成11年11月~12月に全加盟テレビ局で放送するとともに、収録ビデオを各都道府県の教育委員会やPTA協議会、研究者に配布した。さらに、平成12年9~10月に全国で再放送も行った。

・ メディア・リテラシーの知識普及と関係者の交流促進を図るため、平成13年度から東京大学大学院情報学環MELLProjectとの共同で、2年計画の「民放連メディアリテラシー・プロジェクト」を実施している。同プロジェクトは、地元放送局、学校・サークル、研究者を結びつけ、送り手と受けてが放送メディアを学び合う新しい場を地域社会の中に提供し、ともに理解を得ることを目的としている。平成13年度は長野、愛知の2地区でパイロット研究を行い、14年3月10日に東京大学安田講堂で開催したシンポジウムにおいて、成果とノウハウを発表した。14年度はさらに宮城(東日本放送)、福岡(RKB毎日放送)でも実施、あわせて4地区でメディアリテラシー向上のための研究を続け、メディアリテラシーの普及に努める予定。

#### 青少年と放送に関する調査等の推進

	<p>平成11年度は民放連で「テレビと児童・青少年に関する調査」を実施し、平成11年3月8日に報告シンポジウムを開催したが、平成11年度以降は、大学等の研究機関に委託するなどして、より高度の中長期的調査研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年度末に「テレビと児童・青少年に関する調査」報告書をまとめ、公開シンポジウムを開催。平成13年度以降は「放送と青少年に関する委員会」で中長期的な調査を実施。</li> </ul> <p>放送時間帯の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「民放連放送基準」第3章「児童および青少年への配慮」の中に、「放送時間帯に応じ、児童および青少年の視聴に十分、配慮する」という条文及び解説文を平成11年度に新設し、これに基づく自主規制を各局が実施している。</li> </ul> <p>番組に関する情報提供の充実</p> <p>欧米のレイティングのような表示は、不正確である上、かえって青少年の好奇心をあおる恐れもあるため、実施しない。ただし、暴力・性などの表現について児童・青少年への配慮が不可欠と各放送事業者が判断した場合、次の方法などによる「事前表示」を行う。テロップやスーパーインポーズによる文字表示の方法。番組宣伝枠を使用する方法。映画番組の事前解説枠で説明する方法。活字媒体、インターネット等を通じて番組の情報を提供する方法。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年7月、上記取り組みの一層の充実を図るため、放送基準審議会が「『番組情報の事前表示』に関する考え方について」を平成13年7月19日に策定し、10月から各局で実施している。</li> </ul>
(社)全日本テレビ番組制作社連盟	<p>当連盟では、毎年東京2回、大阪1回と「人材育成セミナー」を開催している。「青少年にとって有害な情報等に関する問題」について、メインテーマとして取り扱ったことはないが、「人権と放送表現」のテーマで平成13年9月に開催した際に、派生的な形で話題に出たことがある。今後、この人材育成セミナーのテーマとして青少年問題を取り上げる事も考えている。</p>
(社)衛星放送協会	<p>1) 青少年保護に関しては、「(社)衛星放送協会放送基準」のほか、「成人向けエンターテインメント放送基準・ガイドライン」を策定、放送倫理の向上を目指した日常的な取り組みを会員各社に促している。その具体的な方法として、番組審議機関、放送番組基準の運用実態や倫理課題への対応につき全会員社を対象としたアンケート調査を実施した。この結果から浮かび上がった問題点については倫理委員会で検討し、今後の取り組みに役立てることにしている。</p> <p>2) 当協会発足以来、毎秋、「青少年と放送」をテーマとした研究講演会を開催しており、平成13年秋は「メディア・リテラシー実践とテレビ局の明日」「日米における成人番組規制と青少年保護」についてそれぞれ専門家から話を聞いた。平成14年秋も同趣旨の研究講演会を開催すべく準備を進めている。</p>

	<p>3) 「青少年向けの放送番組の充実」と「青少年の情操を豊かにし、健全な心身の発達に貢献する」趣旨で、平成14年も夏休み中の8月1ヶ月間、第3回の「家族みんなで見て欲しい番組」キャンペーンを展開、32社35番組が参加し、好評を得た。平成14年初めての取組みとして、協会の予算でこのキャンペーンのスポットを制作し、全参加チャンネルで期間中各100本を放送して、番組の視聴をアピールした。</p>
<p>CS放送成人番組倫理委員会</p>	<p>CS放送の中で成人番組を放送する13社(30チャンネル)の事業者によって構成されるCS放送成人番組倫理委員会は、青少年保護の観点から、これらの番組が未成年者に見られることがないように、成人番組の視聴を申し込むにあたっては、年齢証明書提出、ペアレンタルロック(暗証番号による視聴年齢制限)の実施、番組内に注意文を付けて未成年者の視聴を防止するなどの条件が厳守されるような体制を作っている。また、番組にはコピーガードをかけて放送することとしており、コピーにより作品が流布しないような対策も取っている。もちろん、これらの番組の中に未成年者が出演することのないように厳重なチェックを行っている。</p> <p>また、番組の宣伝広告に際しても、青少年に過度の刺激的な文言が流れ悪影響を与えないよう、文言、描写などについても細かい取り決めを行っている。</p> <p>委員会本来の活動は、番組が過度に刺激的になったり、反社会的な影響を与えることがないように厳重なチェックを行うことにあり、このために各種の委員会、分科会活動、勉強会などを活発に行って、倫理基準の維持向上に努めている。</p> <p>この委員会は既に今後活発化することが予想されるブロードバンド放送などについても活動の幅を広げ、対応すべく体制を整備済みである。</p>
<p>放送と青少年に関する委員会</p>	<p>視聴者から寄せられた意見を放送局に伝えるとともに、放送番組向上協議会のホームページと、「放送番組向上協議会月報」に掲載している。意見は、電話、FAX、郵便、電子メールで受け付けている。平成13年度は2,299人から意見が届いた。意見の中から必要と判断した場合は、当該放送局に対して、局としての考え方を求め、それを公表している。なお、平成13年度は、9番組について回答を公表した。</p> <p>委員会では、視聴者の意見の中から、あるいは独自に「問題にすべきである」と判断したテーマ、番組についても審議する。そして、審議の概要及び委員会としての「見解」も公表している。平成14年3月は「『衝撃的な事件・事故報道の子どもへの配慮』についての提言」を発表した。また、同年6月には「法によるメディア規制に反対し、放送界の自律強化を求める声明」を発表した。</p> <p>委員会では、番組を制作し放送する側と、視聴者の青少年、保護者などと意見交換を行い、平成14年7月には、フォーラム『これからのテレビ・中学生とともに考える』を開催した。このフォーラムの様子は、NHK、民放局で放送された。</p> <p>委員会は、テレビメディアの影響を子どもたちの発達の中で捉えるために、小学5年生が中学2年生になるまでの4年間を断続的に追う「青少年へのテレビメディアの影響調査」を実施している。平成14年2月に2回目の調査を終えている。</p>

(社)テレコムサービス協会	<p>平成10年2月に公開した「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」には、事業者として取るべき青少年保護対策を盛り込み、また、平成11年4月に公開した「インターネット自己防衛マニュアル」にも、インターネット利用者の自己責任の原則、危険回避等をマニュアル化し、これらを現在ホームページ上(www.telesa.or.jp)に公開し、広く活用を呼びかけている。</p> <p>また、東京都等自治体において開催される青少年対策会議等にも積極的に参加し、上記ガイドラインを踏まえ対応策等を明らかにしてきている。</p>
(財)インターネット協会	<p>1 政府が実施する各調査研究等への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁”インターネット上の少年に有害なコンテンツ対策研究会”に当協会関係者が委員として参画。平成14年3月に研究報告書完成。</li> <li>・平成14年6月より文部科学省”青少年を取り巻く有害環境対策に関する調査研究”に当協会関係者が協力者として調査・研究に参画中。平成15年3月調査研究報告書完成予定。</li> <li>・内閣府”平成14年度「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」について当協会も協力・協賛した。</li> <li>・平成14年3月開催された”ハイテク犯罪対策連絡会”にて、”G8ハイテク犯罪SGオタワ会合”に係るデータ保存・保全、インフラ防護等の検討に参画した。</li> </ul> <p>2 インターネット関連国内法整備への側面協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)テレコムサービス協会の呼びかけで、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)の施行を踏まえて、電気通信事業者等が特定電気通信(ウェブページ等)における情報の流通による権利侵害に適切かつ迅速に対処することができるよう、平成14年2月に「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」を設け、当協会も本協議会に参画し、ガイドライン作成のための検討をした。</li> </ul> <p>3 当協会の自主的対応について</p> <p>3-1 インターネット上の有害コンテンツに対する新レイティング基準の制定とそれに対応する新版フィルタリングシステムの提供開始 =よりコンパクトで使いやすいフィルタリングシステムを目指して=</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会は、インターネット上の有害コンテンツに対処するために、レイティング/フィルタリング方式に基づくPICS準拠のフィルタリングソフトやラベルビューロから成るフィルタリングシステムの普及を、平成8年から推進している。</li> <li>・平成14年8月8日より、コンテンツに対するレイティング基準Safetyonline(ヌード、セックス、暴力、言葉、その他の5つのカテゴリ毎に、0から4までの格付け値を付与する基準)を、両親などによる設定の容易さの観点から見直し、より簡略化した新基準Safetyonline2(5つのカテゴリを統合して1つにし、0から4までの格付け値を付与する基準)を制定し、使用を開始した。</li> </ul>

それに合わせて、これまで提供してきたPICS準拠のサーバ型フィルタリングソフトをバージョンアップしたサーバ型フィルタリングソフトSFS3.01と、新たにラベルビューロソフトLB3.01のダウンロード配布を8月8日から開始した。それらのソフトは、技術開発を担当する(財)ニューメディア開発協会が、経済産業省からの委託を受けて情報処理振興事業協会が実施した事業の一環として開発したものである。

### 3-2 「インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集 =先生や両親と一緒に身に付ける=」について

・民間としての自主的対応の一環として、平成11年3月15日に、「インターネットを利用される方のためのルール&マナー集」を策定し発表、その後平成11年12月9日に「インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集 =先生や両親と一緒に身に付ける=」を提示し、教育関係などを中心に多数のリンク希望が寄せられている。

### 3-3 「インターネットホットライン連絡協議会」ポータルページの開設及び研究会の開催

・平成12年12月22日開催の「インターネットホットライン連絡協議会設立準備会合」で、ネットに関する相談・苦情窓口の実務担当者間の意見交換、連携、通報等への横断的対応と「インターネット関連の相談・苦情ポータルページ」の設置をすることを当面の目標として、インターネットホットライン連絡協議会設立を呼びかけ、平成13年に本連絡協議会は正式に発足した。その後、会員(含む一般)と定期的に研究会を開催している。

・「インターネット関連の相談・苦情ポータルページ」URL

<<http://www.iajapan.org/hotline>>

・平成14年10月28日~29日「モバイルインターネットと子どもに関する国際ワークショップ」(於:三菱総合研究所AV室)を開催する予定。

### 3-4 「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議:第2回横浜会議」及び「国内行動計画」作成について(外務省・日本UNICEF・国内関連団体)

・平成13年12月に横浜で「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。

・当協議会もこの会議趣旨に賛同し参加団体として登録して、ワークショップ「インターネット相談・通報窓口ポータルページの開設」を開催した。参加された各国の方々と、各国の対応状況など情報交換を行った。

### 3-5 エクパット( ECPAT )作成「インターネット上の子どもの安全ガイド」日本語版発刊及びホームページでの公開につ

・平成14年3月27日駐日英国大使館に於いて行われたエクパット( ECPAT )作成「インターネット上の子どもの安全ガイド」日本語版発刊記者会見に、来日された英国内務省ジョン・デナム犯罪対策担当国務大臣とともに、関係団体の一員として出席  
・本ガイドラインのホームページ上での公開( PDF版・HTML版)に、当協会は協力している。

### 3-6 ThinkQuest@JAPAN 2001の開催

	<p>・ThinkQuest日本プログラム推進委員会が主催（後援：文部科学省・総務省・経済産業省・外務省等）する”ThinkQuest@JAPAN 2001”（平成13年7月～平成14年3月）に当協会も共催団体として参画し応募審査し賞を授与した。</p>
（財）ニューメディア開発協会	<p>当協会では平成13年4月より（財）インターネット協会と協力して、「インターネット上の有害コンテンツに対する新レイティング基準の開発とそれに対応する新版フィルタリングシステムの技術開発」を行っている。</p>
（社）日本インターネットプロバイダー協会	<p>消費者が安心してインターネットを利用できるように「インターネットを楽しむため」というWebサイトを運営しているが、その中で、最新のウイルス情報の提供を始めた。また、「インターネット接続サービス安全・安心マーク」の発行をして、消費者が安全にかつ安心して利用できる事業者の目安を提供する。本件については、現在マークの使用許可を希望する事業者からの申請を審査中であり、10月初旬に第1回のマークを発行する予定となっている。</p>
（社）コンピュータエンターテインメント協会	<p>会員企業の発売するゲームソフトに対し倫理規定を設け、「暴力表現・反社会的な行為」についてはA～Cの三段階に区分を設定、「A：注意喚起が不要な表現」「B：注意喚起が必要な表現」「C：発売を禁止する表現」と設定してきた。表現の審査は、当協会の倫理委員会（業界メンバーと業界外有識者より構成）が行い、疑わしき表現のあるソフトを会員各社の自己判断のもと、任意提出により審査が行われてきた。ところが折からの「ゲームハードウェアの表現能力の向上化」「表現の多様化」といった状況、「世論からのゲームに対する年齢レーティング設定の要望」等が強まり、平成13年10月からレーティング実施に関する検討を進める会議「レーティング検討会」を倫理委員会の下部組織として設置、倫理委員会メンバーはもとより、ハードウェアメーカー等主要メンバー約20名で約半年間の議論を進めてきた。</p> <p>また、本検討会と並行し、既に海外で先行して実施されている「レーティング制度」を把握すべく職員を派遣、現地の実態を詳細に把握し、日本のレーティング運用モデルのベース案を構築するに至った。</p> <p>上記背景の結果、「レーティングはCESAとは切り離れた中立性の高い機関で行うのが望ましい」との方針のもと、「業界関係者が関与しない、一般人による審査方式」を導入、民意主導型を旨とし、運営費用は審査依頼会社の「入会金」「審査料金」「年会費」による独立採算方式で進める任意団体「コンピュータエンターテインメントレーティング機構（略称：CERO）」を設立するに至った。</p> <p>本機構は家庭用ゲームソフト全作品を審査対象とし、「ゲーム系」と「教育系/データベース系」に大別した上で、「教育系/データベース系」ソフトはその表現が対象層に対し適切であるかどうか、「ゲーム系」については「性表現系」「暴力表現系」「反社会的表現系」「言語・思想表現系」の4項目につき、表現の度合いに応じて「全年齢適合」「12歳以上適合」「15歳以上適合」「18歳以上適合」の4種類に分類される。</p>

このレーティングはいわゆる「～歳未満購入禁止」といった「購入制限」を加えるのではなく、「～歳以上適合」という「購入指標」を消費者に与える目的で実施することも特徴の一つとしている。本システムは諸外国ではごく当たり前の手法として認知されており、消費者より選ばれた審査員の判定のもと、購入前に消費者への情報を開示することができる。このことは、自己の責任に基づきゲームソフトを選択して購入する権利を付与できるだけでなく、メーカーの表現の自由も十分に確保することができ、非常に合理的なシステムである。

本レーティングの審査取り組みは、平成14年10月1日より開始され、年末商戦タイトルより年齢分類されたゲームソフトが並ぶことになっていく予定である。

日本ビデオ倫理協会

#### 1 会員に対する啓蒙、指導

当協会の平成13年度審査本数はビデオ、DVD等の総体で6,006本に達した。うち99.9%は成人指定であった。都道府県条例により、青少年の健全育成に当たって有害図書に指定された場合は店舗販売における区分陳列が義務付けられ、一定の場合を除いて自動販売機による販売が禁止されているが、店舗販売の現状は、これらの規制が徹底せず区分陳列ないし区分販売が行われていない実態がある。

当協会としては、こうした流通段階における実情を十分に認識しつつ、アダルトビデオ作品の審査に当たっては各法令、条例が遵守されるよう、当協会の審査基準に従って厳正に審査し、審査終了作品については区分表示（パッケージ、本体へのシールの貼付）を徹底するよう指導している。

また、いわゆる無審査ビデオが成人指定という区分を避けて、一般ビデオと同じコーナーに陳列されて販売されている現状があるので、それらの制作会社等には会員でなくても受審できる映像倫理協会の審査を受けるよう呼び掛けを行っている。

#### 2 審査の現状

当協会は、審査の公正性、公明性を確保するために複数の審査員による審査、受審社側立会人制度をとっているほか、独立の機関として3名の学識経験者による評議員会を設け、審査員の審査判定に異議があるときは、協会に対して異議の申し立てができ、最終的に評議員会に諮る救済方法を講じている。

また、評議員会、理事会及び審査員全員の定期会議を通じて、意見の交換を行い、それが審査業務に反映されてきているが、特に平成12年以降、評議員会の指導を受け、社会情勢の変化に応じて、同年前半以前の審査済のものについてはすべて見直しをする（補正審査、無料）ことにした。この措置は既存の審査済みの作品をDVD等に収録して再利用の形で発売されるのが多いので、それらを見直そうとするもので、平成13年4月1日からスタートしたが、ロリコンもの、残酷なシーンを含むホラー映像等、古い審査作品に残っていることが懸念される映像を排除する目的であった（同年補正審査数232本）。この措置は現在も継続して実施している。



また、近年人権擁護施策推進法、男女共同参画社会基本法の制定が相次ぎ、人権とりわけ女性の人権に対する配慮が求められる時代に、アダルト映像を制作する側においても、表現の自由を尊重しながら抑制的、自制的制作態度が求められていることを認識する必要がある。

当協会においてはこのような観点から、平成13年8月28日付け通達をもって「過度に暴力を振るって女性の尊厳を冒瀆し、以って性的虐待、陵辱などする性描写及び性表現、凶器（刃物、銃器など）をことさらに濫用し、脅迫的に行われる性描写及び性表現、複数の者による集団的暴力を伴って行われる性描写及び性表現」については強く制作社の自粛を求めた。

平成13年度には、初年度でもあり徐々に通達の方針の浸透を図り、映像の大幅なカット、映像の差し替えをアドバイスするなどの指導に努めた。

平成14年度は通達の趣旨が浸透してきているので、さらに強く自粛を求めている。その結果、審査差し戻し（事実上の発売中止9作品）映像の再編集又は大幅なカットを求めたものが23作品にあがっている。

さらに、未成年を含む若年層の犯罪を誘発する恐れがあるレイプ、痴漢の映像のみを繰り返すだけの作品、その他犯罪を是認、助長する傾向の作品についても排除に努めている。

### 3 いわゆるVシネ対策

先に述べたように、アダルトの範疇に入る無審査ビデオが指定区分に従わず、一般コーナーに陳列販売されている実態があるので、映像倫理協議会に問題を提起し、対策を講じている。

映像倫理協議会は映倫管理委員会、（社）日本映像ソフト協議会、（社）映画製作者連盟及び当協会で作成し、ビデオ用映画（いわゆるVシネ）で非会員社の作品審査を行う目的で運営されているところであるが、前記の状況に鑑み、Vシネ作品を入手し、映倫及び当協会の審査員が審査判定の結果、成人指定相当として発売会社9社に対して文書で要望した。

要望の趣旨は、映像倫理協議会の審査を受けて、作品の区分表示を行って販売店等の負担軽減と図られたい旨述べたものであるが、Vシネ各社の反応は、要望に対する反発ないし無視であった。

しかし、平成14年も新たにVシネ作品を入手し審査を終了しているので、関係数社のVシネ発売社に要望する予定である。

（社）日本映像ソフト協会

一般向けのオリジナルビデオ及び劇場未公開映画のビデオ化に際し、当協会と映倫管理委員会、日本ビデオ倫理協会及び（社）映画産業団体連合会で組織した「映像倫理協議会」に於いて「映像倫理協議会審査規程」に基づき審査を受けて発売するよう推奨している。区分は一般向け、一般向制限付（R）指定（中学生以下への映示、販売、貸出不可）及び成人指定の3区分である。

映像倫理協議会

映像倫理協議会（略称・映像倫）は映倫管理委員会、日本ビデオ倫理協会、（社）映画産業団体連合会、（社）日本映像ソフト協会の4者によって構成され、ビデオソフトのうち成人を対象としたものを除く（成人を対象としたビデオソフトは日本ビデオ倫理協会が審査を行う）作品について審査を行っている。平成13年度の審査実績は一般向け20件、R指定47件、成人指定4件の合計71件である。

	<p>映像倫理協議会運営委員会は、構成4団体の実務者によって構成され、8月を除く毎月運営委員会を開催し当面する問題について協議を行っている。平成10年度からは、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合からの出席を求め、ビデオショップの状況等について適宜報告をうけている。</p> <p>ここ数年、劇場用映画をビデオ化したもの以外、いわゆるビデオだけのための「ビデオシネマ」の製作は低調であるが、それでもなおビデオショップで販売される作品の多くは、いずれの審査機関の審査も受けていない。この事実を重く受け止め、映像倫理協議会は構成する4団体に所属する製作者はもとより、アウトサイダーの製作者にも広く映像倫理協議会の審査を受けるようよびかけている。</p>
ビデオ倫理監視委員会	<p>自動販売機対策として、自主審査機関である日本ビデオ倫理協会の審査機関としての社会的責任を補完するため、当会は同協会と業務委託契約を締結して同協会が定める諸規制の実効性を担保するほか、流通上のルール確立と、会員の著作権侵害被害の防止に向けて活動している。</p> <p>中でも、前記協会では青少年の健全育成の観点から、現金さえ投入すればいつでも、誰でもが購入することができる自動販売機への成人向けビデオ(含むDVD)の収納を禁止し、違反者には除名を含む処分を課している。</p> <p>しかし、営業の実態を見ると、一次問屋から二次問屋、さらには末端業者へと商品が流されることから、会員である制作者に対し、一次問屋との契約書に「自動販売機業者へ商品を供給しない」ことを明記するよう改訂方を指導し、さらに平成14年5月開催の第14回総会において、「自動販売機業者へ成人指定作品を供給した場合には、社名を公表する」ことを決議した。</p> <p>訪店調査時の指導として当会は、全国的にレンタル店・販売店・書店・自動販売機等の訪問調査を実施しているが、各店で一般作品と分離した成人コーナーを設けているか否か、成人コーナーへの青少年の立ち入り禁止を表示し実行しているか否かも併せて調査し、分離した成人コーナーの設置と青少年の立ち入りを禁止し、青少年に販売しないよう指導している。平成14年上半期に調査したレンタル店では94.9%が分離した成人コーナーを設置しており、販売店では87.7%が分離した成人コーナーを設置していた。</p> <p>業界誌を通じての啓蒙としては、レンタル店を除く業者の組合等が組織化されていないことから、成人指定作品を青少年の目及び手に触れさせないために、業界誌を通じ「一般作品と分離した成人コーナーの設置と、成人指定作品を青少年に頒布しない」「青少年の健全育成のために国が主唱して行う諸運動に業界として協力されたい」等と呼びかけるコラムを6誌に合計3回掲載した。</p>
日本コンパクトディスク・ビデオレンタル	<p>当組合ではビデオレンタル店を代表する業界団体として、アダルト作品が青少年に対して悪影響を与えることのないよう、常にその健全な育成に配慮しており、加盟店に対して組合機関紙やコンベンション等を通じて指導や情報提供に努め、次のような活動を積極的に推進することにより、業界の健全化に力を注いでいる。</p> <p>「ルール厳守宣言の店」キャンペーンの実施</p>

<p>ル商業組合</p>	<p>ビデオの貸出の際に年齢の確認が必要と思われる場合には、コンピューターに登録されている生年月日により、その確認をするよう加盟店に対して指導を行っている。そして指導の一環として平成13年より「ルール厳守宣言ステッカー」キャンペーンを展開しており、成人指定作品は18歳未満には貸出禁止、R指定作品は15歳未満には貸出禁止、また児童ポルノについては取り扱っていない旨のステッカーを店内に貼付するよう指導を行い、現在約1,000店舗の加盟店の賛同を得ている。</p> <p>ホームエンターテイメント産業展におけるセミナーの開催 平成13年9月に東京ビッグサイトにて開催されたホームエンターテイメント産業展において、警察庁の理事官をパネリストとした「アダルトビデオ」に関するシンポジウムを実施し、そこで店舗におけるアダルトビデオの取扱いについて様々な議論がなされた。</p> <p>組合員地区懇話会における専門家による講演会の開催 平成13年に北海道、北陸、東海、関西、中国・四国、九州の各地区で組合員懇話会を開催し、その懇話会に各道府県警から専門家を招いて、アダルト作品の店内における取扱いについての講演を行う等、各地の組合員（ビデオレンタル店事業者）に対する啓蒙活動を行った。</p>
<p>コンピュータソフトウェア倫理機構</p>	<p>年齢制限付きソフトが、インターネット上でダウンロード販売やストリーミング配信などする場合には、風営法に準拠して購入申込者の年齢確認を行うことは必須事項である。当機構では全国都道府県の青少年育成条例に準拠して、パッケージソフトについては「区分販売」「対面販売」を推進しているが、インターネットを利用したソフト流通においても確実に「区分販売」「対面販売」が行われることを目的として、年齢認証システムを構築することに決定（平成14年度末運営稼働を目標）。</p> <p>また、区分販売、対面販売実施店の調査と販売店懇談会実施計画として、東京地区9月、大阪地区10月、名古屋地区10月、福岡地区11月を予定。</p>
<p>(社)日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会</p>	<p>青少年にとって有害な情報等（性描写・暴力・残虐表現など）を会員企業にE-mail等にて周知している。また、青少年にとって有害な情報等を含んだ18歳未満販売禁止のパソコンソフトウェアについては、コンピュータソフトウェア倫理機構（ソフ倫）業界の自主的な審査や規制を行っていると同っており、今後、ソフ倫の活動に協力できるようなことがあった場合には、出来る限り協力する。</p>
<p>出版倫理協議会</p>	<p>出版社（雑誌・書籍）、取次会社、小売書店の出版4団体により昭和38年12月に「出版倫理協議会」を設立し、昭和40年5月から「帯紙措置」自主規制として次のことを実施している。</p> <p>東京都の青少年健全育成審議会にて「不健全図書」に指定された雑誌類。 指定が連続3回または年通算5回の雑誌類は次号から「18歳未満の方々には販売できません」と印刷した帯紙を当該誌の全部数に付ける。帯紙（幅3cm以上、薄いブルーまたはグリーン）はその発行者が付ける。</p>

帯紙措置は、当協議会が該当誌を発行する出版社に通知する。

取次会社一帯紙の付いていない誌は取り扱わない。さらに、全国の書店に対し定期部数を確認し、必要部数の注文を受ける。ただし、申し込みのない小売書店への送品は一切行わない。

東京都の「不健全図書」指定の措置として、都が不健全図書を指定した場合、出版業界の自主規制・青少年の健全育成に配慮する立場から、その趣旨の徹底をはかるため、指定の都度当該出版社に注意を行う。

「成年向け雑誌」の識別マーク表示として、平成8年7月から次のことを実施している。

露骨な性描写等の内容を写真や絵により掲載し、それらが大部分を占める成年向け雑誌について、発行出版社は自主判断により<成年向け雑誌>マークを表示する。

マークは、表紙の見やすい箇所に印刷し、表示する。マークの刷色は地を黄色で、墨文字。

取次会社一成年マーク雑誌の配本に当たって、取次会社は、小売書店に「成人コーナー」等への区分陳列の徹底と青少年への販売上の注意を喚起する。

小売書店一成年マーク雑誌については、「成人コーナー」への区分陳列を徹底する。また、青少年に販売しないよう注意し、来店者に対してもその趣旨について理解と協力が得られるよう努める。

倫理専門委員会の閲覧（昭和59年11月から実施）

雑誌協会の編集倫理委員会に設け、協会加盟誌を毎月2回、閲覧作業を行っている。過激な性表現、暴力、残虐性、性の広告表現等に関して、青少年に好ましいかどうか、会員誌として相応しいかどうか等、専門委員の意見を聞く。不適切な内容については、その箇所を指摘し、当該加盟出版社へ通知して改善を求める。

書店の自主規制

「成人コーナー」の設置（レジ横等）

成年向け雑誌の区分陳列

対面販売の強化

「青少年健全育成協力店」のステッカー貼付

仕入れの制限

出倫協の新たな自主的対応

出版ゾーニング委員会の設置として平成13年7月から、委員会は、出倫協及び出倫懇に加盟する出版社が発行する雑誌類の内容に主として著しく性的、暴力的ないし残虐な表現があり、青少年に不適當であるとされ、かつ爾後も同様の内容が続くと判断される雑誌類に対して、<出版ゾーニングマーク>を表示するよう要請する。

出版倫理懇話会	<p>いわゆる「アダルト本」については、青少年が手に取れないように18禁のマークを表示し、ビニール袋などに入れて配慮している。毎月1回総会を開き、青少年に対してどのように配慮していくか会議を開き、色々な情報交換や東京都及び雑誌協会なども会議を開くなど、青少年対策に取り組んでいる。そして、出版ゾーニング委員会にも積極的に参加して、倫理向上に努めている。</p>
(社)日本雑誌広告協会	<p>加盟社に対して雑誌広告に関する倫理向上のための施策の推進業務があり、この業務を遂行する倫理委員会は「雑誌広告掲載基準」(協会発行冊子)を策定、編纂し、これに対する不良広告を排除する広告審査を毎月行っている。その中で、青少年にとって有害な雑誌広告があれば、他の広告同様に的確な判断をして、その広告表現の改善を勧告し、良質な広告出稿を目指している。また、加盟社においても、各社の内規に準じて自主規制を行っている。</p>
映倫管理委員会	<p>映倫は、青少年保護の観点から、劇場で上映される作品については4段階のカテゴリーに区分(レイティング)し、作品によっては青少年の劇場への入場を制限したり、保護者の同伴を促すなど措置を講じている。宣伝広告物や予告編についても同様の観点から、青少年に配慮した審査を行っている。映倫が平成13年度に審査した映画は、長編映画(上映時間55分以上)593作品、中編(同33分以上55分未満)8作品、短編(同33分未満)91作品、その他(改定版など)24作品及びそれらの作品の宣伝広告物、予告編336作品である。</p> <p>映倫は、外国における映画の規制状況についても常に関心を払ってきている。国際会議への出席もそのひとつであるが、平成14年5月には清水英夫委員長が英国映画分類委員会(British Board of Film Classification)からの訪問を受け意見交換した。英国映画分類委員会の設立は1912年までさかのぼり、民間の機関であるが法律に基づき年間約500作品の映画、約700作品のビデオの審査を行っており、清水委員長との意見交換は彼我の委員会にとってきわめて有意義なものであった。</p> <p>「青少年映画審議会」は映倫委員長の諮問機関であり、7人の有識者によって構成されている。青少年や家族向きの優れた作品を選んでこれを積極的に推薦する一方、映画と青少年に関する諸問題について委員長の諮問に応え、必要な助言を具申している。平成13年度は10作品を推薦し、レイティング等に不服申請のあった3作品について、審議会の見解を委員長に具申した。</p> <p>映倫は平成11年より、映像に関連する自主規制機関である日本ビデオ倫理協会、コンピュータソフトウェア倫理機構、(社)コンピュータエンタテインメント協会、(社)日本アミューズメントマシン工業会に呼び掛け、毎年度2回の割合で「倫理5団体連絡会議」を主催している。平成14年度は8月6日に第7回連絡会議を行い、各機関の行っている自主規制、特に青少年を対象としたレイティングの年齢区分等が一般市民にとって理解を得られるものであるかどうか、また、お互いの規制基準に齟齬を生じてはいないか等について率直に話し合った。</p>
全国興行生活衛生同業組合連合会	<p>映画については、映倫管理委員会の審査部門が「映画倫理規程」及び「審査基準」に基づき審査した上で、R-18(18歳未満入場禁止)、R-15(15歳未満入場禁止)、PG-12(12歳未満は親または保護者の同伴が望ましい)への指定を行っている。また、映画館も指定区分について遵守励行している。</p>

マスコミ倫理懇談会全国協議会	<p>青少年の保護・健全育成のためマスコミとして配慮すべき問題、性表現、過度な暴力や残酷な内容表現、そのほか報道の品位にかかわる問題等について、機関紙『マスコミ倫理』（月間）、毎年開催する会員参加の全国大会、一般参加の公開シンポジウム、毎月開催の例会などを通じて改善のための啓発に取り組んでいる。</p>
(社)日本新聞協会	<p>新聞倫理綱領を定め、会員新聞、放送、通信社の報道倫理の向上に努めているとともに、新聞広告倫理綱領を制定し、新聞広告の倫理向上に努めている。また、新聞の意義について読者に理解を深めてもらうため、新聞PRを積極的に勤めている。若者向けには「リードミー・キャンペーン」を実施して3年目になるところである。こうした活動は倫理面だけでなく、メディア・リテラシーの向上にも貢献しており、当協会と関係の深い(財)日本新聞教育文化財団では、新聞博物館、新聞ライブラリーを運営し、「教育に新聞を」(NIE)活動を展開している。</p>
(社)日本フランチャイズチェーン協会	<p>当協会CVS部会(コンビニエンスストア部会、会員企業15社、店舗数約37,000店)では、青少年健全育成への取組として、取扱商品の1つである図書類について平成9年より会員各社が一体となり、会員店舗の売場において、青少年にとって有害かつ不健全な図書類に対し、分離陳列と18歳未満の未成年者に対する閲覧・購入禁止表示と販売拒絶を実施している。また、併せて未成年者の酒類・だばこの販売防止対策もとりすすめている。</p> <p>平成13年10月1日都条例改正を機会に、全店に都指定不健全図書及び出版倫理協議会の表示図書について全面取扱中止、また、前記に該当しないグレーゾーンの図書のみ分離陳列を実施し、CVS部会統一の分離仕切板及び条例に基づく禁止表示板(長野県除く)を作成、売場に取り付けるとともに、レジカウンターにおいて未成年者への販売拒絶を強化しているところであり、本件は東京都に準じ、全都道府県の店舗で実施している。</p> <p>平成14年1月、(社)青少年育成国民会議主催の「青少年と社会環境に関する中央大会」に出席し、青少年と地域の社会環境をテーマとする第4分科会に出席。関係省庁青少年担当者、都道府県育成団体、関係者等にCVSの取組を発表、意見要望を受け、さらに健全化に対しとり進めていく。</p> <p>その他、都諮問候補不健全図書の審査検討会議に、平成14年4月よりCVS部会から、毎月出席し意見を述べているところであり、さらに10月から東京都青少年健全育成審議会の委員就任を要請されている。</p> <p>また、神奈川県及び川崎市等、行政機関の主催する青少年育成関係の会議に出席し、行政の諸要請を受け、有害・不健全図書の販売防止に取り組んでいる。</p> <p>地域社会に多数存在するCVSとして、社会の健全化柱の一つとして青少年の健全育成については社会的責務と考え、今後も積極的に取り組んでいく。</p>

(社)日本映画製作者連盟、  
(社)映画産業団体連合会

劇場用映画及びビデオ作品については、各々、映倫管理委員会と映像倫理協議会が業界の自主審査機関として、各種メディアを通じた青少年にとって有害な情報等に関する問題への取組状況の報告をしている。